

[ディスクロージャー] 誌
米子信用金庫の現況

DISCLOSURE 2024

全 編



<https://www.shinkin.co.jp/yonago/>



DISCLOSURE 2024

[ディスクロージャー] 誌 米子信用金庫の現況

全 編



ごあいさつ

平素より私ども米子信用金庫に格別のご愛顧とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

令和5年度の我が国経済は、緩やかな回復が続き、賃金・物価上昇を背景として日本銀行のマイナス金利政策が解除されるなど、総じて堅調に推移しました。一方、物価上昇の長期化、地政学リスクの顕在化、人材不足の深刻化など、経済を取り巻く不確実性は高く、先行きは依然として不透明な状況です。

こうした環境のもと、令和5年度は中期経営計画の最終年度として、役職員一丸となって地域・お客さまの課題解決サポートに取り組んでまいりました。

具体的には、エネルギー・原材料価格の高騰に苦しむお客さまなど、個々の実情に応じて資金繰り支援に取り組むとともに、営業店と本部ビジネスサポートチーム、外部機関とも連携した本業支援、経営改善支援や事業承継支援に取り組んでまいりました。

また、地元米子市との間での「包括連携協定」の締結、「皆生温泉観光宣伝隊」による観光誘致活動、SNSを通じたお客さまの情報発信など、地域の活性化にも取り組んでまいりました。

加えて、営業店窓口でのお客さまの書類記入負担を軽減する「窓口支援システム」の全店配置、キャッシュレス決済サービスへの対応拡大など、利便性の向上に向けた取り組みも進めてまいりました。

こうした取り組みの結果、厳しい経営環境の中ではありますが、経常利益は252百万円、当期純利益は244百万円を計上することができました。

令和6年度から、新中期経営計画“変革”がスタートしました。「地域で一番“ありがとう”と言われるコミュニティバンク」を目指す姿に掲げ、お客さまにとって一番頼りになる相談相手として、地域・お客さまの課題解決に取り組み、地域とともに新しい価値を創造してまいります。今後ともご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月



理事長 青砥 隆志

基本方針

私達は協同組織の理念に基き、地域社会の経済発展に寄与して、豊かな住みよい郷土の建設に尽し、大衆より愛される金庫になることを期する。

行動指針

1. 中小・小規模事業者の発展、新たな挑戦を応援します
1. 地域に集う人たちの夢の実現を応援します
1. 地域活性化・社会貢献活動に取り組みます

金庫概要 (令和6年3月末現在)

■ 所在地	鳥取県米子市東福原2丁目5-1	■ 会員数	14,691名
■ 設立	大正11年12月2日	■ 店舗数	15カ店
■ 出資金	2,560百万円	■ 預金残高	188,265百万円
■ 常勤役職員数	172名	■ 貸出金残高	124,856百万円

地域で一番

“ありがとう”と言われるコミュニティバンク

私たちは、お客さまにとって一番頼りになる相談相手として、課題解決サポートに取り組み、お客さま・地域とともに新しい価値を創っていきます。

- 全職員が、お客さまの課題を解決する“コンサルガ”を持っている

- 全職員が、お客さまが相談したいと思う“人としての魅力”を持っている

- お客さまやパートナーとともに“お互いが成長できる関係”を築いている

- 夢に向かって挑む“職員を応援する会社”になっている

未来
イメージ

価値観

- 正しいことを選択する
- 自ら考え積極的に行動する
- 自己研鑽を怠らない
- 異なる意見を尊重し、お互いが認め合う
- 明るく、前向きに、一生懸命仕事に取り組む
- 困難も乗り越える最強チームをつくる

中期経営計画

“変革”－新しい時代への挑戦－

(2024年度～2026年度)

課題解決型営業
(コンサル活動)組織・人財の変革
-人的資本経営-

3つの変革

課題解決対応力

サポート人財の育成・配置

“ひと”を活かす組織

自ら考え行動できる人財の育成

業務改革

DX推進・業務見直し

米子信用金庫と地域社会

当金庫は、鳥取県全域並びに島根県東部地域を事業区域とし、地域の皆さまから大切な資金をお預かりし、会員の方々を中心とする地域の皆さまに資金提供することで、地域の活性化を図っていきます。また、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

文化的・社会的貢献に関する事項

地域社会、地域文化、スポーツ振興への取り組みを積極的に行っています。詳細は8ページをご覧ください。

文化的
社会的
貢献

支援
サービス

貸出金
貸出金残高
124,856百万円

地域のお客さまへのご融資

お客さまからお預け入れいただいた預金積金につきましては、お客さまの様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客さまや地域社会に還元しています。

貸出金以外の運用

お客さまからお預かりした資金をご融資のほか、信金中金預け金や有価証券で運用しております。有価証券の運用については、安全性・収益性に配慮し、市場動向を考慮した運用を行っています。

お客さま／会員

会員数
14,691名

出資金

出資金残高
2,560百万円

預金積金

預金積金残高
188,265百万円

地域で一番
“ありがとう”と言われる
コミュニティバンク

幸せはこぶマイバンク
よなごしんきん
役職員数：172名
店舗数：15カ店

※計数は令和6年3月末現在

米子信用金庫 SDGs宣言 SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

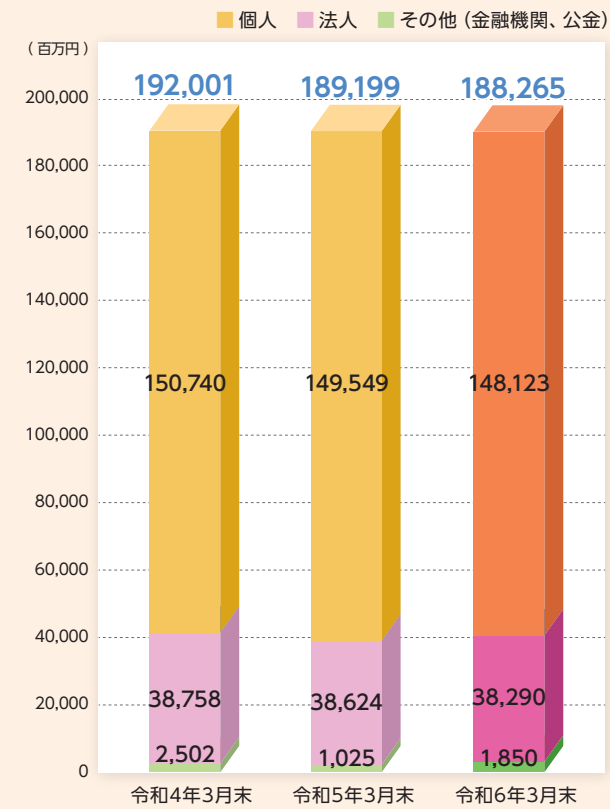
米子信用金庫は、協同組織の理念である相互扶助の精神並びに「地域社会繁栄への奉仕」「中小企業の健全な発展」「豊かな国民生活の実現」という信用金庫のビジョンのもと、事業活動を通じてSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献し、持続可能な地域社会の実現を目指します。

重点項目 ①パートナーシップの発揮 ②地域経済の持続的繁栄 ③暮らしやすい地域社会の実現

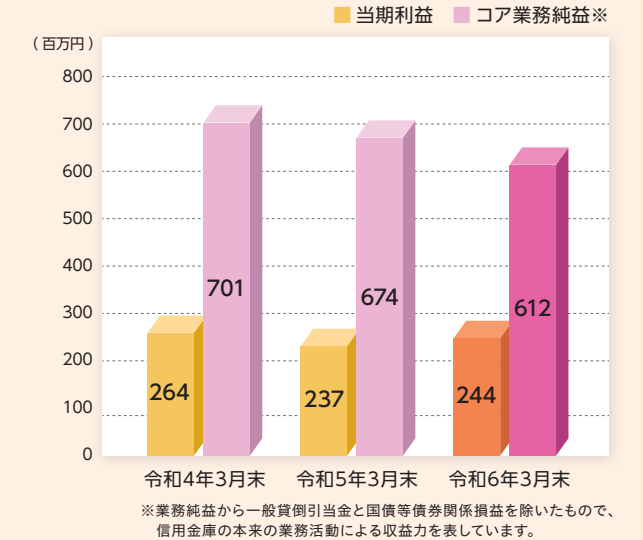
※SDGsとは国連で採択された「持続可能な開発目標」のことで、社会が抱える問題を解決し、世界全体で2030年を目指して明るい未来を作るための17のゴールと169のターゲットで構成されています。



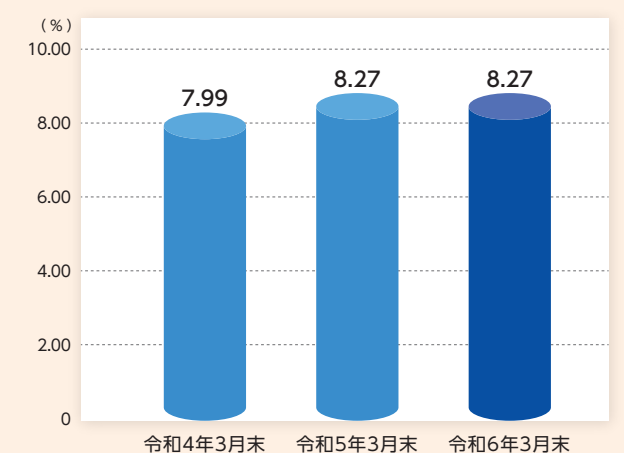
預金残高



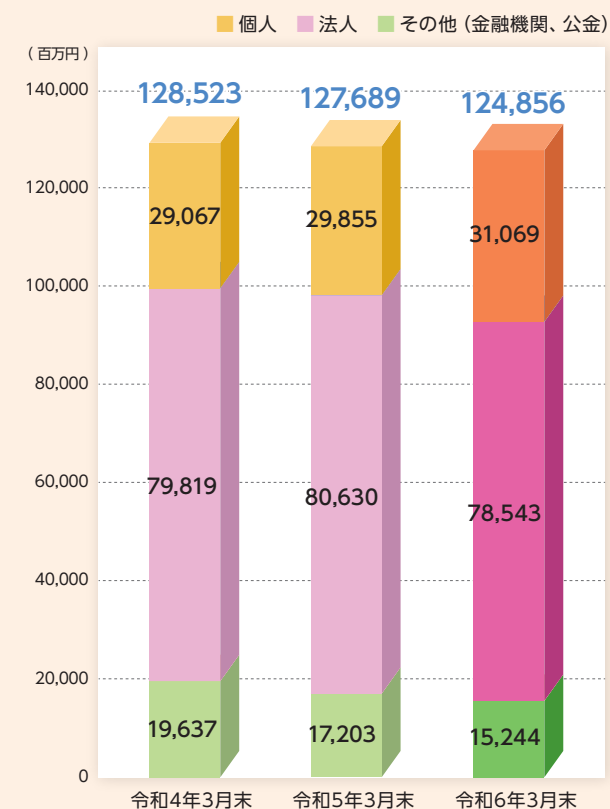
損益



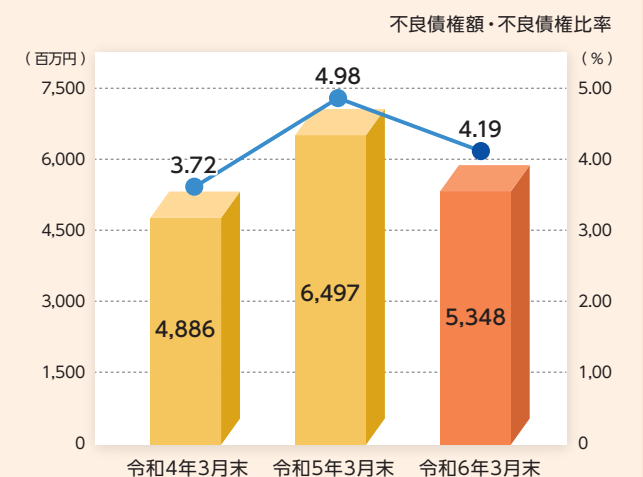
自己資本比率



貸出金残高



不良債権額の状況（金融再生法ベース）



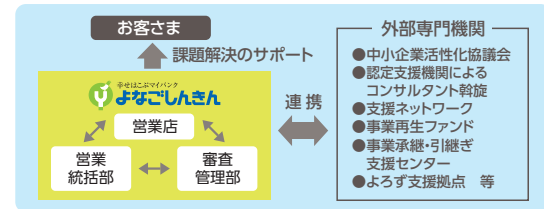
※計数は令和6年3月末現在

お客さまの課題解決に向けて

企業のライフステージや置かれた環境等に応じて、お客さまの課題解決に取り組んでいます。

ビジネスサポートチームによる コンサルティング

本部組織横断の「ビジネスサポートチーム」を中心に外部専門家とも連携しながら、伴走型支援を行っています。また、令和5年度はよろず支援拠点との連携を強化し、速やかな改善支援への対応や職員の更なるスキルアップを図っています。



課題解決力の向上に向けて

実践的かつ幅広い課題解決力を養成する「企業サポーター育成制度」や課題解決の好事例を共有する「ベストプラクティス会議」などを通じて、全職員が課題解決能力を有する金庫を目指しています。



創業支援

- 事業計画策定支援
- 創業融資・ファンド等を通じた資金供給 等

創業支援

地域に新しい活力を創造するため、创业者の想いを形にする支援をしています。

商店街創業相談窓口

本町支店、境港支店に設置している「商店街創業相談窓口」では、中心市街地の起業や創業を目指す事業者を、資金面だけでなく情報や経営ノウハウの提供でも支援しています。



成長・事業拡大支援

外部ネットワークも積極的に活用しながら、事業の成長拡大、販路拡大、新分野への進出支援のほか、各種の経営支援にも対応しています。

成長・事業拡大支援

- 販路拡大支援(ビジネスマッチング)
- 補助金申請サポート
- SDGs等成長分野への資金供給
- 事業コンサルティング 等



成長期



ビジネス マッチングの促進

お客さまの販路拡大に向けて、庫内でビジネスマッチング情報を共有し、幅広く対応を検討する「マッチングラボ」を運営しています。また、広く全国的なビジネスマッチングを行うため、全国信用金庫ネットワークによるマッチングサイト「しんきんコネクト」の登録紹介も行っています。



皆生温泉観光宣伝隊・ KAIKE lab. (かいけラボ) 活動

当金庫と地元旅館組合、観光協会、自治体で結成した「皆生温泉観光宣伝隊」では、全国の信用金庫ネットワークを活かして皆生温泉への観光誘致活動を20年以上に渡り実施しています。

令和5年10月には、関西・四国方面の信用金庫を訪問し観光誘致活動を行いました。

また、皆生温泉エリアの豊かな観光資源を活かした新しいビジネスの創出や起業家の育成を行う「KAIKE lab.」にも参画しています。



安定期



ビジネス フリーローンの提供

令和5年12月から、「よなごしんきんビジネスフリーローン」の取扱いを開始しました。

お客さまのあらゆる事業資金ニーズに迅速な対応を行っています。



SDGs私募債・SDGsローンの提供

「よなごしんきんSDGs私募債」「よなごしんきんSDGsローン」は、金額の一部を上限として教育機関等へSDGs活動に資する寄付・寄贈を行うことができ、SDGs普及拡大や社会的課題解決に向けた取り組みを後押ししています。



様々な経営支援メニュー

外部機関と連携し、様々な経営支援メニューを提供しています。令和5年度は生産性向上支援・ITツール導入支援・販路拡大支援のメニュー拡充を行いました。

生産性向上支援 ● 光熱費削減支援 ● 経理代行サービス ● 設備工事提案	人材雇用支援 ● 中途採用人材紹介 ● 外国人材紹介 ● 経営者の結婚相手紹介
ITツール導入支援 ● 請求書電子化 ● 電子請求書早払い ● 介護支援システム	福利厚生支援 ● 企業年金導入支援 ● OFFICE DE YASAI ● ホームセキュリティ
販路拡大支援 ● クラウドファンディング ● 大型ビジョン広告宣伝 ● 土地・資産活用	事業計画等策定支援 ● 経営コンサルティング ● 事業計画立案 ● 補助金申請サポート

経営改善・再生期

経営改善・事業承継支援

- 経営改善計画策定支援
- 抜本的な財務支援
- 事業承継・M&A支援 等

経営改善・事業承継支援

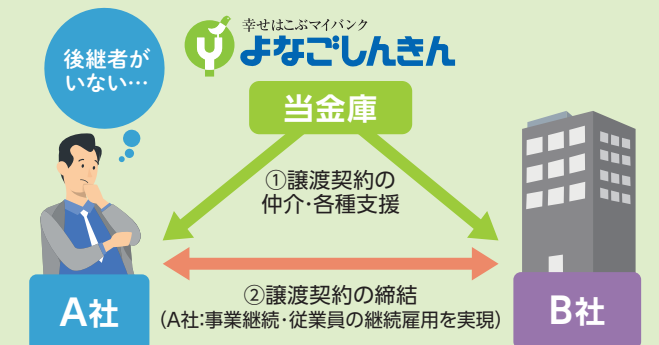
お客さまそれぞれの状況を踏まえた経営改善計画策定の支援のほか、DDSを通じた抜本的な財務体質の改善にも取り組んでいます。令和5年度には日本公庫との連携による資本金の導入を通じた財務体質の改善にも取り組みました。

また、次世代への円滑なM&A・事業承継支援にも注力しており、M&A・事業承継支援プラットフォームを運営するパトNZとも提携しています。



※DDS(Debt Debt Swap)とは、財務状態の実質的改善を図るため、既存の貸出金を別の条件の貸出金に変更することです。

直近の事例



当金庫がA社から後継者不在で会社譲渡のご相談を受けていたところ、シナジー効果が見込まれる別のB社が興味を持たれ、譲渡契約の締結に至りました。これにより、A社の事業が存続しただけでなく、A社従業員の継続雇用も実現することができました。

当金庫は、この過程でA社の譲渡条件のとりまとめ、譲渡先との面談機会の提供、契約条件の調整や契約書類の作成などの支援を行いました。

地域に集う人たちの夢の実現を 応援します



お客さまのライフステージに合わせたご提案

お客さまのライフステージに応じてマイカーローンや教育ローン、投資信託など各種商品の取扱いを行っています。

窓口係や営業係、本部専門スタッフによる相談に加え、資産運用相談会や遺言・相続相談会も開催しています。

また、お客さまが気軽にご相談いただける「ローン・資産運用等ご相談窓口」のフリーダイヤルを設けています。

ローン・資産運用等
ご相談窓口  **0120-475-005**



WEB完結型(来店不要型)ローン

お客さまのライフスタイルにあわせて、スマートフォンやパソコンで、お申し込みからご契約までのお手続きが完結するマイカーローンや教育ローンなどを取り扱っています。



カーライフプラン 

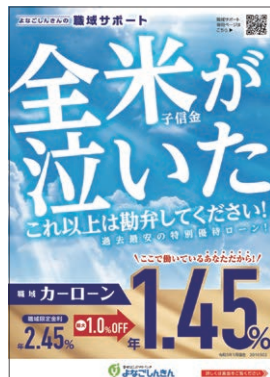
教育プラン 

フリーローン 

カードローン 

職域サポート制度

お取引先企業の福利厚生に資する制度として、当金庫と職域サポート契約を締結いただいた事業所にお勤めの方に、さまざまな優遇サービス・商品を提供する制度です。



地域活性化・社会貢献活動に 取り組みます



地域の住みよい環境づくりに向けて



企業版ふるさと納税マッチング業務
(日南町、南部町、安来市、米子市)



カーボン・オフセット(J-クレジット)マッチング業務
(日南町)



皆生海岸美化清掃ボランティア参加
(令和5年6月)



米子水鳥公園清掃ボランティア参加
(令和5年9月)



夏休みリサイクルアイデア展開催
(令和5年10月)



省エネ・耐震セミナー開催
(令和6年1月)

地域の若年層の健全な成長に向けて



ぬりえコンテスト
(令和5年5月)



小学生との野球交流会「やきゅやろ」開催
(令和5年11月)

SNSを通じた

地域の魅力発信「よなご通信」

Instagram、LINE、FacebookといったSNSを活用し、お客さまと当金庫の双方で協力し、地域を盛り上げていく情報発信「よなご通信」に取り組んでいます。



キャッシュレス決済の促進

「PayPay」「こころ送金」「BankPay」「J-CoinPay」など、近年急速に普及し多様化するキャッシュレス決済サービスへの対応を拡大し、お客さまの利便性向上にも努めています。



地域イベントの企画・参加



第30回よなごしんきんふれあい健康ウォーク開催
(令和5年11月)



米子がいな祭り参加
(令和5年8月)



よなごしんきん経営者協議会講演会開催
(令和6年3月)

主要な事業の内容

1. 預金業務

- (1) 預 金
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。
- (2) 譲渡性預金
譲渡可能な預金を取り扱っております。

3. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

5. 付帯業務

- (1) 代理業務
 - (イ) 日本銀行歳入代理店
 - (ロ) 地方公共団体の公金取扱業務
 - (ハ) 住宅金融支援機構等の代理店業務
- (二) 株式払込金の受入代理業務
- (ホ) (株)日本政策金融公庫等の代理貸付業務
- (2) 有価証券の貸付
- (3) 債務の保証
- (4) 公共債の引受
- (5) 国債等公共債の窓口販売
- (6) 両 替

2. 貸出業務

- (1) 貸 付
手形貸付、証書貸付、及び当座貸越を取り扱っております。
- (2) 手形の割引
商業手形の割引を取り扱っております。

4. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。

- (7) 保険商品の募集業務
(保険業法第275条1項により行う保険募集)
- (8) 共済募集業務(中小労災共済法に基づく共済募集)
- (9) 証券投資信託の窓口販売
- (10) 地域活性化等業務
- (11) デリバティブ取引
- (12) 相続関連業務の媒介業務
- (13) 電子債権記録業に係る業務
- (14) 有価証券の私募の取り扱い
- (15) 特定目的会社が発行する特定社債の引受け、又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取り扱い

経営者保証に関するガイドラインへの取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	令和5年度
新規に無保証で融資した件数	392件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	30.4%
保証契約を解除した件数	92件

※「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした

経営者保証に関する取組方針

- 米子信用金庫は、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下の様に取り組んで参ります。
- ◆ お客さまがご融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
 - ◆ 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
 - ◆ 経営者保証をご提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に務めます。
 - ◆ お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
 - ◆ 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求める必要がある場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
 - ◆ お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。
- 以 上

令和5年度 金融仲介機能のベンチマークに関する事項

1. 取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

■当金庫が貸出条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況

条件変更総数	好調先	順調先	不調先
28先	2先	16先	10先

2. 担保・保証に過度に依存しない融資

■経営者保証に関するガイドラインの活用先数、及び、全与信先数に占める割合

ガイドライン活用先数	484先
全与信先数	2,345先
割合	20.6%

3. 本業支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供

■創業支援先数

令和5年度実績	44先
---------	-----

■リスク管理債権額

破産更生債権	797百万円
危険債権	3,174百万円
三月以上延滞債権	一 百万円
貸出条件緩和債権	1,377百万円
合計	5,348百万円

■事業承継支援先数

令和5年度実績	54先
---------	-----

4. ライフステージに応じた取引先企業の支援強化

■販路拡大支援を行った先数

令和5年度実績	41先
---------	-----

5. 外部機関との連携

■中小企業活性化協議会を利用している先数

令和5年度実績	20先
---------	-----

事業者の皆さまのサポートに関する各種計数

■商店街創業相談窓口での成約状況

令和5年度実績	6件 17百万円
---------	----------

■補助金申請支援実績

令和5年度実績	60件
---------	-----

■令和5年度の経営改善支援等の取り組み実績

(単位：先)

	期初 債務者数 A	うち 経営改善支援 取組先数 α	α のうち期末に 債務者区分が ランクアップした先数 β	α のうち期末に 債務者区分が 変化しなかった先数 γ	α のうち 再生計画を 策定した先数 δ	経営改善 支援取組率 α/A	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α
合 計	2,533	19	0	17	18	0.7%	0%	94.7%

中小企業に適した資金供給手段

私募債発行など、不動産担保に過度に依存しない融資手法の活用に取り組んだほか、個人保証に過度に依存しない融資の促進に努めています。

■私募債発行(米子信用金庫保証付)

令和5年度実績	6件 290百万円
---------	-----------

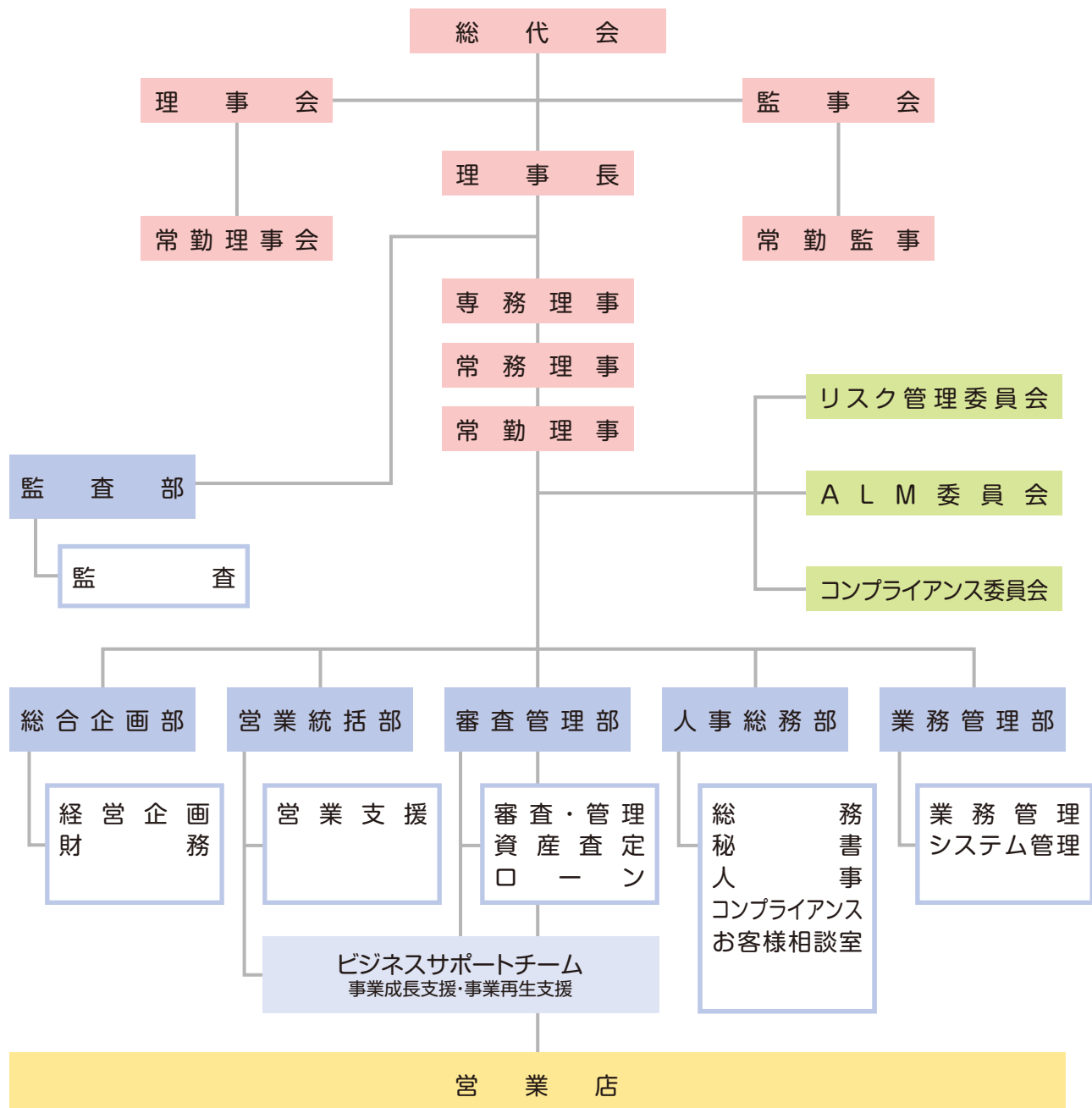
■無担保スピードローンの取り扱い

令和5年度実績	41件 162百万円
---------	------------

組織と役員

令和6年7月1日現在

米子信用金庫機構図



役員

理事長	青砥 隆志 ^(※1)	理事	坂口 平兵衛 ^(※1)
専務理事	板垣 慶太	理事	堀田 収 ^(※1)
常務理事	岡村 哲晶	理事	並河 元 ^(※1)
常勤理事	赤崎 義孝	常勤監事	竹内 正美
常勤理事	中島 光一 ^(※1)	監事	川中 修一
		監事	宮永 秀昭 ^(※2)

執行役員

業務執行役員	高雄 公治
業務執行役員	田口 孝志
業務執行役員	福一 文弘

※1 信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※2 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

米子信用金庫のあゆみ

沿革

大正 11年 12月	産業組合法による「有限責任米子信用組合」設立認可 坂口豊蔵 初代組合長に就任	18年 7月	溝口支店、南支店へ統合 PBC米原支店リニューアルオープン
昭和 7年 3月	坂口惣五郎 第二代組合長に就任	19年 5月	商店街創業相談窓口を設置 (本町支店・境港支店)
14年 4月	仙田定太郎 第三代組合長に就任	20年 9月	御来屋支店、淀江支店へ統合
18年 10月	市街地信用組合法により「米子信用組合」に改組	21年 9月	駅前支店、本町支店へ統合 旗ヶ崎支店、西支店へ統合 米原支店、本店パーソナルバンキングセンター出張所へ変更
23年 5月	青砥喜三郎 第四代組合長に就任	22年 3月	第1回山陰しんきんビジネスフェア開催(米子市)
26年 10月	信用金庫法に基づく「米子信用金庫」に改組	6月	西支店新築移転オープン
27年 10月	営業地区を拡張し鳥取県東伯郡を加える	9月	東支店、本店営業部東出張所へ変更 皆生支店、北支店皆生出張所へ変更
29年 5月	内国為替業務開始	23年 7月	皆生出張所店舗内店舗化実施
32年 4月	安来信用金庫を合併(安来信用金庫本支店を安来支店、荒島支店、揖屋支店として引き継ぐ)	9月	東出張所新築移転オープン
33年 6月	営業地区を拡張し隠岐島全域および島根半島の一部を加える	10月	第2回山陰しんきんビジネスフェア開催(松江市)
44年 10月	本店新築移転(旧本店を本町支店として開設)	24年 6月	青砥隆志 第九代理事長に就任
46年 9月	営業地区を拡張し鳥取県東伯郡大栄町全域と島根県八東郡宍道町を加える	9月	東出張所を東支店へ、南支店を東支店南出張所へ変更 東出雲支店(旧揖屋支店)新築移転オープン
51年 6月	営業地区を拡張し、島根県出雲市、平田市、簸川郡斐川町、大社町を加える	25年 2月	「よなごしんきんでんさいサービス」取扱開始
52年 2月	中国地区共同事務センターに加盟しオンライン開始	7月	赤碕支店、本店営業部赤碕出張所へ変更
54年 5月	青砥喜三郎 会長に就任	8月	当金庫スポンサーテレビ番組「ぐっジョブ」放映開始
58年 5月	藤原孝太 第五代理事長に就任	11月	「よなごしんきん地域応援ファンド」の取扱い実施
6月	青砥順 第六代理事長に就任	第3回山陰しんきんビジネスフェア開催(米子市)	
平成 7年 3月	国債等窓口販売業務開始	26年 7月	皆生出張所(北支店店舗内店舗)、北支店へ統合
11年 3月	鳥取県収入証紙小売りさばき業務開始	10月	第4回山陰しんきんビジネスフェア開催(出雲市)
12年 6月	郵貯ATMとの相互接続開始	27年 11月	北支店新築移転オープン
	青砥順 会長に就任	28年 7月	三柳支店、北支店へ統合
	内海敏 第七代理事長に就任	10月	第5回山陰しんきんビジネスフェア開催(米子市)
12月	しんきんATMゼロネットサービス開始	29年 9月	カラーユニバーサルデザイン通帳 取扱開始
13年 4月	損害保険窓口販売業務開始	10月	(株)日本政策金融公庫との業務連携・協力に係る覚書調印
14年 1月	売掛債権担保融資保証制度取扱開始	11月	南出張所、東支店店舗内店舗化実施
7月	投資信託窓口販売業務開始	30年 7月	松江支店・松江北支店(店舗内店舗)移転オープン
10月	生命保険窓口販売業務開始		地域情報発信活動「よなっ子通信」開始
15年 3月	個人向け国債の取扱開始	11月	第6回山陰しんきんビジネスフェア開催(松江市)
16年 1月	インターネットバンキングサービス開始	令和2年 8月	「山陰しんきん事業承継パートナーシップ」発足
6月	鷺見邦弘 第八代理事長に就任	12月	クラウドファンディングを活用した「しんきん山陰の魅力発掘プロジェクト」発足
9月	ローンセンター開設	3年 3月	「SDGs宣言」の公表および山陰地区6金庫による「SDGs推進に関する連携協定」締結
10月	「さんいんネットサービス」の開始 (山陰の7信金と山陰合同銀行とのCD・ATM利用手数料の無料化)	8月	「SDGs私募債(寄付型)」取扱開始
17年 1月	無利息型普通預金の取扱開始	4年 2月	「よなご住んで楽しいまちづくりファンド」設立
3月	お客様相談室の開設	10月	「SDGsローン」取扱開始
10月	ローンセンター、米原支店に移転オープン(土日営業開始)	11月	「創立100周年記念祝賀会」開催
		5年 7月	赤碕出張所、本店営業部店舗内店舗化実施 鳥取県全域を営業エリアとし営業地区を拡張



総代会制度について

1. 総代会制度

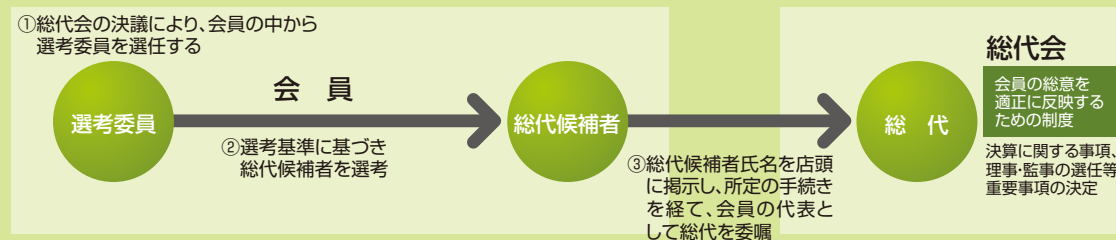
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。従って、会員は、出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員を選任し、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、お客さまカードの店頭設置、電話による意見・要望・苦情窓口の設置、役職員による日々の訪問活動など、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

〈総代会は会員一人一人の意見を適正に反映するための開かれた制度です〉



2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は、90～120人で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
- なお、令和6年3月31日現在の総代数は105人で、会員数は14,691人です。

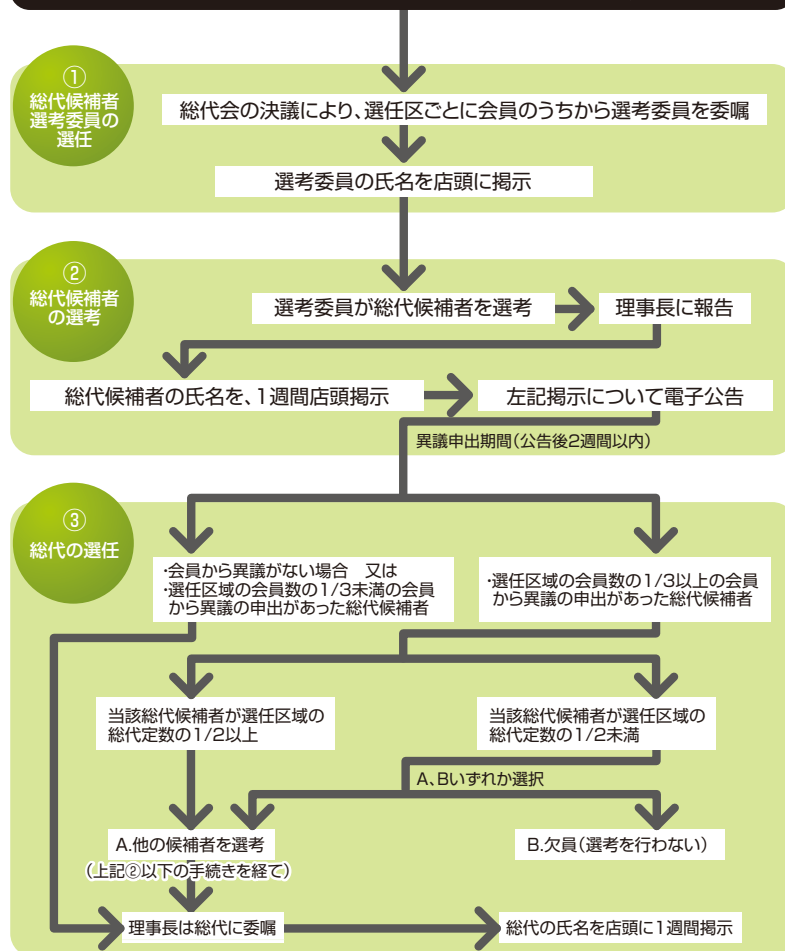
(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する。
(異議があれば申し立てる)

総代が選任されるまでの手続きについて

地区を4つの選任地区に分け、各選任区域ごとに総代の定数を定める



総代候補者選考基準

- ① 資格要件
 - ・当金庫の会員であること
 - ・就任時点で80歳を超えていないこと
- ② 適格要件
 - ・総代として相応しい見識を有していること
 - ・良識をもって正しい判断ができること
 - ・人格・識見に秀れ、当金庫の発展に寄与できること
 - ・その他、総代として適切と思われること

3. 第102期通常総代会の決議事項

第102期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

① 報告事項

第102期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告について

② 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案の承認について
- 第2号議案 会員の除名について
- 第3号議案 任期満了に伴う理事及び監事の選任について
- 第4号議案 退任役員に対する退職慰労金の贈呈について

上記議案は原案どおり承認可決されました。

4. 総代の氏名等

※氏名の後の数字は総代への就任回数

選任区域	人数	氏名
第1区 米子市	61名	浅中 靖正② 足立 英市⑨ 安達 竜明① 阿部 信行⑧ 伊坂 明② 井上 賢明④ 井上 園子⑦ 上田 博久⑨ 宇田川英二③ 内田 幸男⑤ 梅林 裕暁① 尾沢 三夫⑩ 笠岡 範之⑥ 加藤 典裕③ 金山 博真⑧ 金山 福雄② 河端 明彦⑥ 越河 貴文③ 小西 慶太⑦ 小林 重喜④ 坂口千加広② 佐久間 信⑤ 柴野 憲史⑧ 島 秀佳② 島津 志朗① 須山 裕文③ 高橋 孝之⑤ 竹ノ内賢一郎② 田中 康裕② 多林美智子③ 田本 寛光⑨ 辻 一郎③ 鶴田 陽介⑦ 土井 一朗⑥ 中島 太郎⑥ 永見 吉平⑨ 成瀬 以久② 難波 収⑥ 野津 健市② 波多野和雄⑧ 秦野 博行③ 羽子田靖彦⑧ 樋口 秀夫④ 廣江 智⑤ 本城 謙始④ 舞立 政男① 松浦 啓介② 松浦 常明⑥ 松田 幸紀② 松田 恒勇⑧ 松浪 昭二⑥ 松村 順史④ 松本 啓⑥ 松本 晴之④ 三島 美博⑥ 持田 光雄⑪ 望月 真彦⑨ 森脇 孝⑤ 柳谷 由里⑤ 山本 泰嗣① 八幡 清志⑤
第2区 境港市	6名	赤石 有平⑥ 奥森 清⑥ 黒田 耕⑧ 庄司 尚史⑤ 三輪 陽通① 森脇 哲雄⑦
第3区 鳥取県西伯郡、日野郡、東伯郡琴浦町、北栄町(旧北条町を除く)	15名	浅田 浩美② 井木 敏晴③ 上田 啓悟③ 宇田川敏則⑨ 馬野慎一郎③ 絹見 安史⑦ 砂原 英二② 中川 郁夫③ 野間田節雄⑬ 秦 伊知郎⑥ 樋口 茂⑦ 船越 秀志③ 細田 耕治⑥ 山根 宏典⑤ 和田 秋男⑦
第4区 松江市、安来市、出雲市(旧佐田町、多伎町、湖陵町を除く)隠岐郡	23名	大島 末久⑦ 太田 敦久② 奥田 薫⑥ 加藤 勇⑦ 門脇 徳夫⑦ 木口順一郎① 木下 聡① 古藤 年雄⑩ 寿山 誠司⑤ 寿山 道徳③ 田中 道夫⑦ 田辺 明光② 坪内 浩一② 永島 清孝⑦ 中田 孝幸⑦ 忍谷 桂司① 福田 照三⑧ 松原 一夫⑦ 三島 伸夫③ 三島 秀幸② 森脇 寛⑥ 山田 登③ 渡部 明生①

(令和6年7月1日現在 五十音順、敬称略)

〈総代の属性別構成比〉

職業別	法人・法人役員94.3%、個人事業主2.9%、個人2.9%
年代別	70代以上43.8%、60代27.6%、50代23.8%、40代4.8%
業種別	製造業10.7%、建設業24.3%、情報通信業1.9%、卸・小売業33.0%、不動産業2.9%、各種サービス業27.2%

※業種別の構成比は、法人役員、個人事業主に限る。



商品・サービスのご案内

(令和6年7月1日現在)

預金業務					
預金の種類		期 間	お預入れ金額	特 色	
総合口座	普通預金	出し入れ自由	1円以上	普通預金と定期預金および定期積金をセットして、「貯める・受取る・支払う・借りる」の四つの機能があります。公共料金の自動支払口座として、また給与・年金等の自動受取りなど家計簿がわりにご利用いただけます。また、いざというときには総合口座にお預入れの定期預金と定期積金掛込み残高の合計の90%、最高200万円まで自動融資をご利用いただけます。キャッシュカードをセットされると便利です。キャッシュカードはデビットカードの加盟店でお買い物代金等のお支払いにご利用いただけます。年金の受取りを指定いただきますと、①毎年お誕生日プレゼント、②定期預金優遇金利の特典がございます。	
	スーパー定期	1か月・3か月・6か月・1年・2年・3年・4年・5年の自動継続	1万円以上 (ただし大口定期は1,000万円以上)		
	大口定期預金				
	期日指定定期預金	3年の自動継続			
	変動金利定期預金	1年・2年・3年の自動継続			
	スーパー積金	6か月～60か月	毎月3,000円以上		
無利息型普通預金 (決済用預金)			出し入れ自由	1円以上	預金保険制度により全額保護されます。公共料金等の自動支払いや給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取りの決済用口座としてご利用いただけます。個人のお客さまについては、総合口座のお取り扱いもできます。
貯蓄預金		出し入れ自由	1円以上	お預入れ残高が多いほど金利が有利です。普通預金から資金を移動させるスイングサービスもご利用いただけます。	
納税準備預金		ご入金は自由 お引き出しは原則として納税のみ	1円以上	納税に備えるための預金で、お利息には税金がかかりません。	
通知預金		7日以上	1万円以上	まとまった資金を短期間にムダなく活かせます。	
当座預金		出し入れ自由	1円以上	商取引にご利用いただく、小切手・手形の支払いのための預金です。	
スーパー定期		1か月以上5年以内	100円以上	個人のお客さまの期間3年以上のお利息は6か月毎に複利計算する有利な預金です。マル優もご利用いただけます。	
期日指定定期預金		1年以上3年以内	100円以上300万円未満	お利息は1年毎の複利計算。マル優もご利用いただけます。1年経過後はお引出し自由、一部引出しもできます。	
大口定期預金		1か月以上5年以内	1,000万円以上	大口資金を高利回りに運用いただけます。	
変動金利定期預金		1年以上3年以内	100円以上	6か月毎に利率が変動する定期預金です。お利息は6か月毎の複利計算(個人のお客さまに限りです)。	
優遇金利定期預金 「えび寿600」		1年・2年・3年・4年・5年	1人最高600万円まで	当金庫に年金のお受取りを指定または予約していただいている方を対象に定期預金利率を優遇いたします。	
セレモニー定期預金		1年	10万円以上1,000万円未満 (葬儀費用相当額まで)	生前に葬儀費用の手当てを済ませておきたい意向のある方のニーズに対応するため、地元葬儀会社、専門家と提携した専用商品です。	
積立式期日指定定期預金 (エンドレス型) 愛称:DANDAN積立		積立期間の定めはありません	1,000円以上	分割預入毎に一口の期日指定定期預金としてお預かりします。預入方法は普通預金等からの自動振替。お利息は、1年毎の複利計算。マル優もご利用いただけます。1年経過後はお引出し自由、一部引出しもできます。	
スーパー積金		6か月～60か月	1,000円以上	生活設計、目的に合わせた資金づくりに最適です。	
消費税専用定期積金 「納め上手」		6か月～1年以内	1万円以上	法人、個人事業主さま向け消費税納付準備専用の定期積金です。	
後見支援預金		期間の定めはありません	1円以上	家庭裁判所から交付される「指示書」に基づき取り扱います。	
財形預金	一般財形預金	3年以上	100円以上	給料・ボーナスからの天引きで、財産づくりに有利です。	
	財形年金預金	5年以上	100円以上	退職後の生活に備えて	財形年金と財形住宅を合わせて550万円まで非課税です。
	財形住宅預金			マイホームの資金づくりに	

※詳しくは、当金庫の窓口でお尋ねください。

貸出業務					
個人向けローン					
ローンの種類		お使い道など	ご融資金額	ご返済期間	担保・保証人
住宅ローン	変動金利型	適用利率は、一定基準に従って自動的に変更されます。	1億円以内	50年以内	担保:土地・建物 保証会社の保証
	固定・変動金利選択型	適用利率は、固定型と変動型の選択が可能です。			
	無担保住宅ローン	住宅の購入、新築、建て替え、増改築等住宅に関する資金としてお使いください。	2,000万円以内	20年以内	担保:必要ありません しんきん保証基金の保証
	リバースモーゲージ	毎月のお支払が利息のみとなる商品です。住宅の購入、新築、建て替え、増改築等住宅に関する資金としてお使いください。※申込時の年齢が満60歳以上の方が対象となります。	5,000万円以内	お申込人ご本人が亡くなるまで	担保:土地・建物 住宅金融支援機構の住宅融資保険付
カーライフプラン		自動車購入および諸費用・免許取得・車検・修理費用にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	担保:必要ありません しんきん保証基金の保証
教育ローン	教育カードローン	大学・大学院・短期大学、専修学校、各種学校、高等学校、高等専門学校等の入学金・授業料等の学資金。	1子あたり 500万円以内	卒業時より 証書貸付 10年以内	担保:必要ありません しんきん保証基金の保証
	教育プラン		1,000万円以内	16年以内	担保:必要ありません しんきん保証基金の保証
カードローン	カードローン	自由です。(事業資金は除きます)	100万円以内	3年以内 (更新可能)	担保:必要ありません しんきん保証基金の保証
	カードローンきゃっする500		500万円以内		担保:必要ありません 保証会社の保証
フリーローン	フリーローンプラス	自由です。 (おまとめ資金、事業資金にもご利用いただけます)	1,000万円以内 (事業資金は300万円以内)	15年以内	担保:原則必要ありません 保証会社の保証
	ゆとりローン		1,500万円以内 (事業資金は300万円以内)	15年以内 (有担保は20年以内)	担保:融資金額500万円以下 原則不要 保証会社の保証
	快決くん		500万円以内	10年以内	担保:必要ありません 保証会社の保証
	ドリームパスポート		50万円以内	5年以内	
	フリーローンS	自由です。(事業資金は除きます)	1,000万円以内	10年以内	
職域ローン	職域カーローン	自動車購入および諸費用・免許取得・車検・修理費用にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	担保:必要ありません しんきん保証基金の保証
	職域リフォームローン	住宅の購入、新築、建て替え、増改築等住宅に関する資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	担保:必要ありません しんきん保証基金の保証

事業者向けローン

ローンの種類	お使い道など	ご融資金額	ご返済期間	担保・保証人
無担保スピードローン	中小企業・個人事業主の方の設備・運転資金にご利用いただけるローンです。	法人: 1,000万円以内 個人事業主: 300万円以内	5年以内	担保:必要ありません 保証人: 法人 原則代表者1名 個人事業者 必要ありません
創業サポート資金 (日本公庫協調商品)	創業予定者や第2創業者の方の設備・運転資金にご利用いただけるローンです。	2,000万円以内 (運転資金は1,000万円以内)	運転資金: 5年以内 設備資金: 10年以内	担保:原則必要ありません (※ただし、土地建物購入時は必要です) 保証人: 法人 原則代表者1名 個人事業者 原則事業従事者1名
短期継続型融資 「Repeat」	中小企業・個人事業主の方の運転・借換資金にご利用いただけるローンです。	1,500万円以内	1年以内 (更新可能)	担保:必要ありません 保証人: 法人 必要ありません 個人事業者 必要ありません
スタートライン	当金庫と新たに融資取引を始められる中小企業・個人事業主の方の設備・運転資金にご利用いただける当座貸越のローンです。	100万円・200万円・300万円の中から お選びいただけます	2年以内	担保:必要ありません 保証人: 法人 必要ありません 個人事業者 必要ありません
よなごしんきん SDGsローン	①か②のいずれかに該当する中小企業・個人事業主の方の設備、運転資金にご利用いただけるローンです。 ①SDGsへの取組みを行っている事業者 ②本件を機にSDGsに取組む事業者	2億円以内	運転資金: 1年以上5年以内 設備資金: 1年以上15年以内	担保:個別案件毎に決定致します 保証人: 法人 原則代表者1名 個人事業者 必要ありません
地方公共団体制度融資	県および市町村で制度化している中小企業のみなさま向けの融資をお取り扱いしております。			

※ローン商品には変動金利商品のように、お客さまの予想に反して金利が上下するものもございますので、ご利用に当たっては当金庫の窓口や営業担当者にお尋ねになるなど、よくご確認のうえご利用ください。

内国為替業務

	内 容
振込・送金	当金庫の本支店、全国の金融機関へ振込やご送金を確実にスピーディにお取り扱いいたします。
代金取立	手形・小切手などをお取り立てし、ご指定の口座に入金します。

付帯業務・その他のサービス

	内 容
代理業務貸付	信金中央金庫、住宅金融支援機構、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫、中小企業基盤整備機構、福祉医療機構など。
債務保証	一般の債務保証及び公共工事金銭保証を行っています。
公共債の窓口販売	公共債（個人向け国債、地方債）のお申し込みを窓口で取り扱っています。
夜間金庫	売上代金など営業時間外でも安全に保管いたします。年中無休でお取り扱いしております。
公金の収納	所得税、自動車税、固定資産税、区市町村民税、社会保険料等のお払い込みができます。
キャッシュ・サービス	全国の信用金庫のどの支店でもキャッシュカードによるお引き出しおよびお預け入れができます。また、銀行、ゆうちょ銀行、農協、セブンイレブン、ローソン、イオン銀行等でのお引き出し、残高照会ができます。
クレジットカード	しんきんVISA・JCBカード等をお取り扱いしております。CD・ATMでキャッシュサービスが受けられます。
デビットカード	デパート、商店など(J-Debit加盟店)でお買い物をする場合に当金庫のキャッシュカードでお支払いいただけます。
ATMによる振込	ATMをご利用になりますと、窓口振込より手数料が安くお振り込みができます。即時振込の取扱時間が拡大し、15時以降もお振り込みができます。（振込先の預金種目や口座状態によってはお振り込みができない場合があります。）
自動振込サービス	学費や家賃、駐車場料金の支払など、振込先を登録いただくことにより、ご指定の日に自動的にお支払い口座から払い出し、ご指定の口座に振込します。
自動受取	給与、ボーナス、年金、配当金などがご指定の預金口座に自動的に振り込まれます。
自動支払	公共料金、保険料、クレジット代金等が一度お手続きいただくだけで、ご指定の預金口座から自動的に支払われます。
インターネットバンキング(個人用)	お客さまのパソコン・携帯電話機・スマートフォンからインターネットを利用して、振込・振替、定期預金の預入・解約や残高照会・入金明細照会ができます。
インターネットバンキング(法人用)	お客さまのパソコンからインターネットを利用して、オフィスやご自宅で取引口座の残高・取引明細の照会・振込・振替がリアルタイムにできます。また、総合振込・給与振込・口座振替等の大量データを一括送信することができます。
投信インターネットサービス	インターネットによる投資信託の買付・解約、残高照会・取引履歴照会、および顧客宛帳票の電子交付ができます。
損害・生命保険の窓口販売	住宅ローン用長期火災保険及び住宅ローン・住宅融資用債務返済支援保険、死亡保険付個人年金保険（定額及び変額保険）、医療・がん保険、定期保険、終身保険、学資保険等の窓口販売を行っています。
投資信託の窓口販売	信金中央金庫が契約している投資信託会社のファンドからお選びいただけます。
確定拠出年金	個人型確定拠出年金制度(iDeCo)のお申込みを窓口で取り扱っております。
私募債の受託業務	事業者の皆さまの資金調達をお手伝いするため、私募債の受託業務を行っています。
国民年金基金取次業務	鳥取県及び鳥根県国民年金基金への加入申出の受理業務を行っております。

主な手数料一覧

(注)手数料には、消費税10%相当額が含まれています。

○振込手数料(1件につき) (令和6年7月1日現在)

		振込金額	窓口受付※2		ATM利用※3		法人インターネットバンキング利用		個人インターネットバンキング利用		FB・HB利用	
			非会員	会員	非会員	会員	非会員	会員	非会員	会員	非会員	会員
当金庫宛※1	振替扱い	3万円未満	330円	無 料		55円		無 料		110円		
		3万円以上	550円			110円				330円		
	現金扱い	3万円未満	660円	220円								
		3万円以上		440円								
他行宛	振替扱い	3万円未満	605円	385円	275円	385円		165円		385円		
		3万円以上	770円	550円	440円	550円				550円		
	現金扱い	3万円未満	1,045円	495円								
		3万円以上		660円								

※1 同一店内宛て振込みを含みます。
※2 視覚障がいまたはその他の障がいのあるATMのご利用が困難なお客さまに対しては、窓口受付の手数をATM扱いの手数料と同一とさせていただきます。
※3 ATMでは10万円を超える現金でのお振込みはできません。

○代金取立手数料(1件につき)※

電子交換	当金庫本支店手形・小切手	330円
	他行手形・小切手	660円
個別取立※	普通	880円
	至急	1,100円

※個別取立とは、電子交換所不参加金融機関への取立の場合等、郵送で取立を行うものです。

○当座関連手数料(1件につき)

約束手形帳(50枚)	2,200円
為替手形帳(25枚)	
小切手帳(50枚)	2,200円
自己宛小切手(1枚)	1,100円
当座預金口座開設	11,000円

※イメージ印刷については、登録時(申込・変更時)にイメージ登録料として別途5,500円が必要です。

○証明書発行手数料(1件につき)

残高証明書	
当金庫所定用紙(定例発行)	330円
当金庫所定用紙(都度発行)	550円
上記以外の用紙	3,300円
取引明細(1依頼書)	1,100円
融資証明書	11,000円

○CD・ATM利用手数料(1回当たり)

キャッシュカードの種類	ご利用時間帯等			他行との共同コーナーご利用の場合	
1. 当金庫のカード	平 日	午後6時まで	無 料	午後6時まで	無 料
		午後6時以降	◎ 110円	午後6時以降	110円
	土 曜 日	午後2時まで	無 料	午後2時まで	無 料
		午後2時以降	◎ 110円	午後2時以降	110円
	日曜日・祝日	終 日	◎ 110円	終 日	110円
2. 全国の信用金庫のカード* 山陰合同銀行のカード (*一部の信用金庫を除く)	平 日	午後6時まで	無 料	午後6時まで	110円
		午後6時以降	110円	午後6時以降	220円
	土 曜 日	午後2時まで	無 料	終 日	220円
		午後2時以降	110円		
	日曜日・祝日	終 日	110円	終 日	220円
3. 上記1.2.以外のカード (ゆうちょ銀行他)	平 日	午後6時まで	110円	◎印：当金庫出資会員の方は、 当金庫のATMコーナーをご利用の場合、 時間外手数料が無料となります。	
		午後6時以降	220円		
	土 曜 日	午後2時まで	110円		
		午後2時以降	220円		
	日曜日・祝日	終 日	220円		

コンビニATM利用	ご利用時間帯		入金・出金	残高照会
セブン銀行ATM ローソン銀行ATM	平日	午前7時～午後11時	110円	無 料
	土曜日	午前7時～午後10時	110円	
	日曜日・祝日	午前8時～午後10時	110円	

※法人カードはローソン銀行ATMのみご利用いただけます。

○両替、金種指定支払、大量硬貨入金手数料(※)

枚 数	窓口両替 金種指定支払、大量硬貨入金
	無 料
1～50枚	
51～100枚	440円
101～500枚	550円
501～1,000枚	1,100円
1,001～1,500枚	1,650円
以後500枚ごとに550円を追加	

○振込手数料(1件につき)

		振込金額	定額自動送金
			非会員 会員
同一店内	振替扱い	3万円未満	55円
		3万円以上	
本支店宛	振替扱い	3万円未満	110円
		3万円以上	220円
他行宛	振替扱い	3万円未満	385円
		3万円以上	550円

○組戻・不渡手形返却手数料(1件につき)

組戻手数料	1,100円
不渡手形返却料	

○その他の手数料

	非会員	会員
通帳・カード再発行手数料	1,100円	990円
普通預金入金帳発行手数料(1冊100枚)	3,300円	
紙媒体・FD・DVD等電子媒体持込による 総合振込・口座振替手数料	1,100円	
夜間金庫利用手数料(月額)	9,900円	

※個人・法人を問わず全てのお客さまが対象となります。両替枚数の基準は、お客さまのお持込み枚数またはお受取枚数のいずれか多い方の枚数です。金種指定支払のお取扱い枚数は「お引き出し総枚数から万円券を除いた枚数」で、大量硬貨入金のお取扱い枚数は「ご入金される硬貨の枚数」で計算いたします。複数に分けられたご依頼でも、実質的に同一のお取引については、合算した金種枚数が手数料の対象となります。

■業種別の個別貸倒引当金残高及び貸出金償却

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金 期末残高		貸出金償却	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製 造 業	28	96	—	—
農、林、漁業	97	96	—	—
建設業	23	13	—	0
情報通信業	2	1	—	—
運輸業、郵便業	1	—	—	—
卸売業、小売業	51	36	3	6
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業	65	33	—	—
宿泊業	1,886	766	5	45
飲食業	12	6	2	—
生活関連サービス業、娯楽業	25	16	2	—
教育・学習支援業	—	—	—	—
医療、福祉	39	18	—	—
その他のサービス	5	124	7	—
個人	20	2	11	2
その他	9	9	—	—
合 計	2,269	1,220	32	54

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大大分類に準じて記載しております。
3. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額については、46ページに掲載しております。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、信用リスク・アセット額を算出する際、信用リスクが低いと判断される資産について定められた方法により削減額を資産から控除することができる手法のことです。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

当金庫では、信用リスク削減について以下の手法を採用しております。

1.適格金融資産担保

定期預金及び定期積金を担保としている貸出金について、担保額を信用リスク削減額としております。担保額は貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内としております。

2.貸出金と自金庫預金の相殺

信用リスク削減の計算上、貸出先毎に貸出金と担保に供していない預金の一部を相殺しております。相殺に使用する預金の種類は積立定期預金を除く定期預金及び定期積金とし、信用リスク削減額については、貸出金の残存期間を上回る預金については全額を信用リスク削減額としておりますが、貸出金の残存期間を下回る預金については削減を行っておりません。

3.保証

保証債権(保証される部分に限る)については、国、地方公共団体、政府関係機関等及び一定以上の格付が適格格付機関により付与されている法人が保証している場合、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

なお、当金庫では、融資判断に際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の方の資質など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の判断姿勢に徹しております。ただし、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取り扱いに努めております。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	令和4年度		令和5年度	
	適格金融資産担保	保 証	適格金融資産担保	保 証
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	1,913	8,110	1,890	8,483

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	35,522	—	35,449
10%	—	16,740	—	16,626
20%	14,619	26,075	16,127	21,679
35%	—	12,924	—	12,351
40%	2,705	—	2,705	—
50%	4,233	226	4,132	424
75%	400	50,764	400	50,403
100%	802	38,500	703	36,701
150%	—	106	—	67
250%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	203,622		197,773	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入部分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

市場リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続きの概要

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等、市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクのことです。市場リスクには、金利変動に伴い損失を被る「金利リスク」と有価証券等の価格変動に伴って資産価格が減少する「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴って損失が発生する「為替リスク」があります。

当金庫では、市場リスクについて、リスクを適正に把握し、これを当金庫として取り得る許容範囲内に収めるとともに、市場リスクの管理と配分による適切な収益の確保を目的としております。

リスク・ファクターの変動については、「ALM委員会」を設置し、資産・負債のバランスを総合的に管理しております。具体的には、金融動向と金利予測をベースに収益実績の管理、収益シミュレーションの策定を行い、その予測と実績の差異などを把握・検討し、市場リスクや流動性リスクを管理しつつ資金調達・運用の効率化と適正収益の確保を図り、協議内容についてはリスク管理委員会へ、また必要に応じて常勤理事会に付議・報告しております。

リスク量については、有価証券VaR、金利リスク量及び株式・投資信託等の価格変動リスク量を計測し、自己資本への影響度のモニタリングを行い、ポートフォリオの適正化を図っております。

流動性リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続きの概要

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流失により、通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。

当金庫では、市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、当金庫の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰り体制を目指すことを基本方針としております。

日々の資金繰りについては、即時に換金できる流動性の高い資金(支払準備資産)が適正な水準を維持するよう管理するとともに、毎月、資金繰りの状況について「ALM委員会」へ報告し、必要に応じて常勤理事会に付議・報告しております。流動性資金の確保に向けた緊急時の資金調達手段としては、平時より信金中央金庫に資金を預けるなど十分な支払準備資産を確保するほか、資金繰り状況に応じた対応策を「流動性危機対応マニュアル」において定め、不測の事態に備えております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、徹底して抑制・回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理の基本方針」を踏まえ、「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「評判リスク」の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関する基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会において定期的に協議・検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会に付議・報告しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、同手法に基づく令和6年3月期のオペレーショナル・リスク相当額は、379百万円となりました。

自己資本の構成に関する事項

本事項にて開示する諸計数は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

■自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されています。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	米子信用金庫	米子信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	1,960百万円	1,200百万円

■自己資本比率

当金庫の令和6年3月期の自己資本比率は8.27%で、信用金庫等の国内で業務を行う金融機関に課せられた最低の基準である4%を大きく上回る水準を維持し、健全性は十分に確保されております。

自己資本比率は、金融機関の財務の健全性をみるための主要なバロメーターとなります。当金庫の自己資本のうち、配当や利払い等返済負担のないこれまでの利益の蓄積である「特別積立金」の額は2,096百万円であります。今後も当金庫は、健全経営に徹し収益力の強化を図りながら安定した自己資本の積上げを行っていき、強固な経営基盤を確立することが最も重要な課題であると考えております。

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	5,809	5,954
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,212	3,160
うち、利益剰余金の額	2,644	2,841
うち、外部流出予定額(△)	48	47
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	987	982
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	987	982
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	133	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	30	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,961	6,936
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	26	17
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	26	17
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	22
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	26	40
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	6,935	6,896
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	79,030	78,612
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計	△ 750	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	—
うち、上記以外に該当するものの額	674	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,817	4,740
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	83,847	83,352
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.27%	8.27%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

■信用リスク及びオペレーショナル・リスクの所要自己資本の額

(単位:百万円)

項 目	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	79,030	3,161	78,612	3,144
①標準的手法が適用されるポートフォリオ毎のエクスポージャー	76,020	3,040	75,245	3,009
(i)ソブリン向け	498	19	420	16
(ii)金融機関向け	8,795	351	7,975	319
(iii)法人等向け	23,199	927	23,480	939
(iv)中小企業等・個人向け	22,488	899	24,094	963
(v)抵当権付住宅ローン	4,381	175	4,212	168
(vi)不動産取得等事業向け	9,217	368	8,882	355
(vii)三月以上延滞等	150	6	234	9
(ix)その他	1,289	51	1,374	54
(x)上記以外	5,999	239	4,568	182
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	763	30	1,421	56
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	51	2	4	0
上記以外のエクスポージャー	2,808	112	3,142	125
②証券化エクスポージャー	66	2	49	1
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	66	2	49	1
再証券化	—	—	—	—
③リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	3,693	147	3,315	132
ルックスルー方式	3,693	147	3,315	132
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	674	26	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	0	0	1	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,817	192	4,740	189
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	83,847	3,353	83,352	3,334

(注)1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4.当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞ 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15% 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、リスクヘッジを目的に派生商品取引を行っております。派生商品取引には市場リスクや取引相手方に対する信用リスクが内包され、カレント・エクスポージャー方式によって与信相当額を算出しております。

■派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	
外国為替関連取引の与信相当額	—	—
金利関連取引の与信相当額	2	3
株式関連取引の与信相当額	—	—

※長期決済期間取引に該当するものではありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

■リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫における証券化取引の役割としては、投資家並びにオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資等の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し、適切なリスク管理に努めております。

一方、オリジネーター業務については、中小企業者の資金調達の一手段としての位置付けと捉えております。

■証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しております。

■証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しております。

- 1.格付投資情報センター(R&I)
- 2.日本格付研究所(JCR)
- 3.S&Pグローバル・レーティング
- 4.ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク

■保有する証券化エクスポージャーの額

	令和4年度		令和5年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	665	—	499	—

■保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

告示で定めるリスク・ウェイト 区分(%)	令和4年度				令和5年度			
	エクスポージャー残高		所要自己資本の額		エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0% ～ 15%未満	663	—	2	—	499	—	1	—
15% ～ 50%未満	1	—	0	—	—	—	—	—
50% ～ 100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100% ～ 250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250% ～ 400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400% ～ 1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	665	—	2	—	499	—	1	—

(注)所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

出 資 等 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー に 関 す る 事 項

■リスク管理の方針及び手続きの概要

1. 銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他投資事業組合等への出資金が該当します。
2. そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスク認識については、時価評価及び予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や設定されたリスク限度額の遵守状況を定期的にALM委員会、リスク管理委員会で他のリスクと併せて協議・検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会に付議・報告しております。一方、非上場株式、政策投資株式、その他投資事業組合等への出資金に関しては、当金庫が定める「余裕資金運用基準」などに基づいて適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、常勤理事会に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■貸借対照表計上額及び時価等

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	1,022	—	1,271	—
合 計	1,022	—	1,271	—

(注)「非上場株式等」は、非上場株式のほか信金中央金庫普通出資金、投資事業組合出資金等です。

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

	令和4年度	令和5年度
売却益	12	—
売却損	—	—
償却	—	—

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

	令和4年度	令和5年度
評価損益	48	40

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

	令和4年度	令和5年度
評価損益	—	—

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	ルック・スルー方式を適用する エクスポージャー	マンドート方式を適用する エクスポージャー	蓋然性方式(250%)を適用する エクスポージャー	蓋然性方式(400%)を適用する エクスポージャー	フォールバック方式(1250%)を適用する エクスポージャー
令和4年度	7,591	—	—	—	—
令和5年度	6,868	—	—	—	—

銀行勘定における金利リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値(現在価値)や、貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益(金利収益)が変動するリスクをいいます。当金庫では、「99%タイル又は1%タイル値」による金利ショックを毎月、金利ショック下の銀行勘定の現在価値変動(ΔEVE)を四半期毎に評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

他にも、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度などを計測し、「ALM委員会」、「リスク管理委員会」で協議・検討をするとともに、必要に応じて常勤理事会に付議・報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。金利リスクのコントロールについては、資産や負債の残高や期間構成を変化させるだけでなく、金利スワップなどのヘッジ手段も使用しています。

■金利リスクの算定手法の概要

1. 金利リスクについて
定量的事項で開示されている金利リスクは、金利ショック下の銀行勘定の現在価値変動(ΔEVE)および金利収益変動(ΔNII)を示しています。ΔEVEについては、金利上昇時に現在価値が減少し、指定のシナリオのうち上方パラレルシフトのΔEVEが最大値となります。ΔNIIについては、いずれのシナリオも金利収益が減少しますが、金利上昇シナリオにおける金利収益の変動額の方が大きくなります。
普通預金や当座預金等の要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の皆さまのご要望によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、要求払預金残高の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しております。固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については考慮していません。算出した金利リスクが正となる通貨のみを合算し、通貨間の相関は考慮していません。スプレッド及びその変動は考慮していません。内部モデルは使用していません。

2. その他の金利リスク計測について
内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債)について、金利の変動により発生するリスク量をみるものです。当金庫では、複数の金利変動幅のシナリオを想定し金利リスク量を計測しております。金利ショックを「99%タイル又は1%タイル値」で計算し、金利ラダー方式(金利更改日までのリスク量を計算する方式)により算定しております。普通預金や当座預金等の要求払預金の金利リスク量は、上記と同様のコア預金モデルを採用しています。

■金利リスクに関する事項

IRRBB:金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	3,795	3,332	629	661
2	下方パラレルシフト	0	0	20	0
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	3,795	3,332	629	661
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	6,935		6,896	

(注)金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

用語解説

自己資本関係	リスク・アセット エクスポージャー	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額。 リスクにさらされている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当。
	ソブリン	各国の政府や政府機関が発行する債券の総称をソブリン債券という。その国で発行されている有価証券の中では一番信用度が高い債券とされるもので、具体的には、中央政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、その他中央政府以外の公共部門などを指す。
	繰延税金資産	金融機関が不良債権の処理等に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用（または収益）と税法上の損金（または益金）の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じる。

信用リスク関係	リスク・ウェイト ALM	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。 ALM (Asset Liability Management) は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法。
	適格格付機関	バーゼルⅢにおいて、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。
	信用リスク削減手法	金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。ただし、バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保（現金、自金庫預金、国債等）、同保証（国、地方公共団体等）、自金庫預金と貸出金の相殺等という。

市場リスク関係	派生商品取引	（＝デリバティブ取引）有価証券や通貨、金といった金融資産（原資産）の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を目指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられる。
	証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産。
	オリジネーター	原資産の所有者。

金利リスク関係	コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のこと。具体的には、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、または、③現残高の50%のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内（平均2.5年）として金融機関が独自に定める。
	金利ショック	金利の変化（衝撃）のことで、上下2パーセントの平行移動や1パーセンタイル値と99パーセンタイル値といった算出方法がある。
	パーセンタイル値	計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値。99パーセンタイル値は99パーセント目の値。
	ΔEVE	ΔEVE (Economic Value of Equity) は、金融機関が保有するポジションの経済的価値の、金利ショックに対する減少額のこと。
	ΔNII	ΔNII (Net Interest Income) は、金利ショックが基準日から12ヶ月間の純金利収入（受取利息と支払利息の差）に与える影響のこと。

法令遵守(コンプライアンス)の体制について

コンプライアンスとは、「法令やルール等を厳格に遵守し、さらには倫理等の社会的規範を忠実にかつ誠実に遵守し、公正な企業活動を遂行する」ことをいいます。

■法令遵守(コンプライアンス)の基本方針

当金庫では、地域の中小企業と地域住民のための協同組織金融機関としての社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、「コンプライアンス態勢」の確立と実践こそが企業存立の大前提という理念に立ち、これを経営の最重要課題と位置付け、役職員全員が高い倫理観を持って職務にあたるよう、日頃から取り組んでいます。

- (1) 米子信用金庫の社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。
- (2) 創意と工夫を活かした金融および非金融サービスの提供を通じて、地域社会の発展に貢献します。
- (3) あらゆる法令やルールを遵守し、社会的規範に決してもとることのない誠実かつ公正な業務運営を行います。
- (4) 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。
- (5) 職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保します。
- (6) 環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組みます。
- (7) 社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組みます。
- (8) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。

コンプライアンス態勢強化への取り組み

当金庫では、金庫全体のコンプライアンスを統括する部署として、人事総務部を設置しています。毎年コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、これに基づいてコンプライアンスの実践を図っています。

コンプライアンスに関する規程として、企業倫理確立のための「倫理綱領」、職員が守るべき行動規範としての「倫理行動基準10ヵ条」、コンプライアンス上の問題点について報告し対応するための「コンプライアンス規程」、「不祥事件対応規程」、コンプライアンス違反等を通報するための「内部通報規程」、遵守すべき法令事例等を取りまとめた「信用金庫職員のための考えるコンプライアンス」、反社会的勢力等に対して断固排除するための「反社会的勢力対応規程」などを制定し、役職員全員に配布し周知を図っています。本部・営業店のコンプライアンス取り組み状況に対する各種モニタリング、コンプライアンスに係る情報発信や研修等を通じた啓発活動を行っています。さらに本部・営業店に「コンプライアンス担当者」を配置することにより、本部・営業店が一体となってコンプライアンス態勢の実効性の確保を図っています。

また、お客さまからの相談・照会・要望・苦情等を受付ける「お客様相談室」を設置し、営業店の店頭にはお客さまから直接ご意見を頂くための「お客様カード（ハガキ）」を備え付けるなど、コンプライアンス態勢強化を図っています。

今期においても不祥事件を再び発生させないよう、コンプライアンス態勢の更なる強化に向けた取り組みを進めています。

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策について

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、業務管理部および人事総務部コンプライアンス担当を統括部署とし、常務理事1名を責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

個人情報保護について

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、個人情報管理委員会を組織し、継続的な安全管理に努めております。

当金庫は、以下の個人データの安全管理措置を講じております。

1. 「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」、「個人情報保護規程」、「特定個人情報取扱規程」、「個人データの安全管理規程」、「個人情報等漏洩防止管理規程」、「個人情報の盗難・紛失等事故対策マニュアル」等の個人情報保護に関する規程を整備しております。
2. 個人データの安全管理に係る業務遂行の総責任者である個人情報管理責任者を設置するとともに、営業店および本部各部に個人情報管理者を設置し、個人情報の取り扱いや保管状況の点検を実施し、個人情報保護の徹底を図っております。また監査部門による立ち入り監査を定期的に実施しております。更に、個人情報保護に関する説明会・研修会を全職員を対象に実施しております。
3. 全てのパソコン、端末装置にセキュリティーシステムを導入し個人情報の漏洩、滅失・毀損防止に万全を期しております。

金融商品の勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、適正な勧誘を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、断定的判断を申し上げたり、事実と異なる情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当金庫は、金融商品の適正な勧誘が行えるよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。

（注）当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」及び「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関しても本勧誘方針を準用いたします。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針及び当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 1.当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 2.当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2)①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- 3.当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- 4.当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
- 5.当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども米子信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するために、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1.当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3.当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- 4.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融ADR制度への対応

[苦情処理措置]

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店またはお客様相談室(電話:0120-475-818)にお申し出ください。

[紛争解決措置]

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客様相談室」にお尋ねください。

DATA REPORT CONTENTS

YONAGO SHINKIN
DISCLOSURE 2024

資料編 [目次]

直近の事業年度における事業の概況[令和5年度の概況]	31
財務諸表	32
預金に関する指標	38
貸出金等に関する指標	39
有価証券に関する指標	41
主要な業務の状況を示す指標	43
会員数・出資金	44
職員の状況	44
信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	45
貸倒引当金等	46

(注)記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
構成比、利回り、増減率等は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

■ 直近の事業年度における事業の概況【令和5年度の概況】

令和5年度の我が国経済は、緩やかな回復が続き、総じて堅調に推移しました。一方、物価上昇の長期化など、経済を取り巻く不確実性は高く、先行きは依然として不透明な状況です。

こうした中、預金の期末残高は、188,265百万円と前期比934百万円(同0.49%)の減少、貸出金の期末残高は、124,856百万円と前期比2,833百万円(同2.21%)の減少となりました。

収益状況につきましては、資金運用収益が減少したことにより、経常収益が減少する一方、与信費用や経費が減少したことにより、経常費用も減少しました。この結果、令和5年度決算は減収増益となり、当期純利益は前期比6百万円増加の244百万円となりました。

自己資本比率につきましては、8.27%と前期同水準であり、国内基準である4%の2倍以上を確保しております。不良債権比率は4.19%と前期比0.79ポイント低下しました。

■ 直近の5事業年度における主要な事業の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
業務純益(百万円) (又は業務純損失(△))	661	817	551	1,142	313
経常収益(百万円)	3,664	3,141	2,963	2,917	2,814
経常費用(百万円)	3,580	3,021	2,693	2,678	2,562
経常利益(百万円) (又は経常損失(△))	84	120	270	238	252
当期純利益(百万円) (又は当期純損失(△))	80	104	264	237	244
出資総額(百万円)	2,661	2,652	2,638	2,612	2,560
普通出資	2,061	2,052	2,038	2,012	1,960
優先出資	600	600	600	600	600
出資総口数(千口)	49,230	49,043	48,775	48,259	47,211
普通出資	41,230	41,043	40,775	40,259	39,211
優先出資	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
純資産額(百万円)	5,643	5,958	5,728	4,995	5,412
総資産額(百万円)	191,878	209,883	212,219	206,114	200,757
預金積金残高(百万円)	180,828	194,299	192,001	189,199	188,265
貸出金残高(百万円)	109,335	123,890	128,523	127,689	124,856
有価証券残高(百万円)	27,686	37,431	44,432	37,879	36,369
単体自己資本比率(%)	8.15	8.07	7.99	8.27	8.27
普通出資に対する配当金(円) (出資1口(50円)当たり)	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75
優先出資に対する配当金(円) (出資1口(50円)当たり)	6、3	2.25	2.25	2.25	2.25
役員数(人)	11	11	10	10	10
うち常勤役員数(人)	6	6	5	5	5
職員数(人)	198	189	184	175	167
会員数(人)	16,018	15,991	15,782	15,347	14,691

(注) 1.業務純益とは、一般企業でいう営業利益に該当するもので金融機関が本来業務であげた利益のことで、収益力を示す重要な指標となっています。

2.経常収益とは、貸出金利息等の資金運用収益、為替手数料等の役務取引等収益、国債等債券売却益等のその他業務収益、株式等売却益等の臨時収益を合計したものです。

3.経常費用とは、預金利息等の資金調達費用、支払為替手数料等の役務取引等費用、国債等債券売却損等のその他業務費用、貸倒引当金繰入額、人件費や物件費等の経費、貸出金償却等の臨時費用を合計したものです。

4.経常利益＝経常収益－経常費用

5.残高計数は期末日現在のものであり、総資産には債務保証見返は含んでおりません。

6.自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

7.優先出資に対する配当金（出資1口当たり）は、配当率により年換算した金額を記載しております。

■ 財務諸表

貸借対照表

(資産の部)

科　目	第101期 (令和5年3月31日現在)	第102期 (令和6年3月31日現在)
(資　産　の　部　)		
現　　　　 金	3,283	2,907
預 け 金	38,430	36,333
コ－ル ロ－ン	—	—
買入金銭債権	—	—
金　銭　の　信　託	—	—
有 価 証 券	37,879	36,369
国 債	1,921	959
地 方 債	300	400
社 債	10,169	9,588
株 式	155	155
そ の 他 の 証 券	25,333	25,265
貸 出 金	127,689	124,856
割 引 手 形	322	402
手 形 貸 付	4,164	3,867
証 書 貸 付	112,836	110,502
当 座 貸 越	10,365	10,084
そ の 他 資 産	1,145	1,469
未決済為替貸	29	77
信金中金出資金	711	981
前 払 費 用	9	7
未 収 収 益	238	239
そ の 他 の 資 産	157	163
有形固定資産	2,020	1,978
建 物	619	582
土 地	1,134	1,133
リ－ス資産	16	11
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	250	251
無 形 固 定 資 産	35	24
ソフトウェア	25	14
その他の無形固定資産	10	9
繰延税金資産	51	57
債務保証見返	769	667
貸倒引当金	△ 4,381	△ 3,199
(うち個別貸倒引当金)	△ 2,269	△ 1,220
そ の 他 の 引 当 金	△ 40	△ 40
合 計	206,883	201,424

(負債及び純資産の部)

(単位:百万円)

科 目	第101期 (令和5年3月31日現在)	第102期 (令和6年3月31日現在)
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	189,199	188,265
当 座 預 金	4,634	4,212
普 通 預 金	98,826	101,319
貯 蓄 預 金	1,048	1,015
通 知 預 金	840	791
定 期 預 金	80,912	78,650
定 期 積 金	2,248	2,112
その他の預金	690	162
譲 渡 性 預 金	—	—
借 用 金	10,876	5,995
借 入 金	10,876	5,995
そ の 他 負 債	416	480
未 決 済 為 替 借	57	100
未 払 費 用	107	111
給付補填備金	0	0
未払法人税等	5	5
前 受 収 益	52	43
払 戻 未 済 金	28	58
払戻未済持分	3	7
職 員 預 り 金	111	104
金 融 派 生 商 品	0	18
リ ー ス 債 務	16	11
その他の負債	31	19
賞 与 引 当 金	52	54
退職給付引当金	340	310
役員退職慰労引当金	13	21
その他の引当金	33	31
繰 延 税 金 負 債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	186	186
債 務 保 証	769	667
負 債 の 部 合 計	201,888	196,011
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	2,612	2,560
普 通 出 資 金	2,012	1,960
優 先 出 資 金	600	600
資 本 剰 余 金	600	600
資 本 準 備 金	600	600
利 益 剰 余 金	2,644	2,841
利 益 準 備 金	596	619
その他利益剰余金	2,048	2,221
特 別 積 立 金	1,776	1,926
当期末処分剰余金	272	295
会 員 勘 定 合 計	5,857	6,001
その他有価証券評価差額金	△ 1,350	△ 1,058
繰延ヘッジ損益	—	△ 18
土地再評価差額金	488	488
評価・換算差額等合計	△ 862	△ 589
純 資 産 の 部 合 計	4,995	5,412
合 計	206,883	201,424

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書		
(単位：千円)		
科 目	第101期 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	第102期 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
経 常 収 益	2,917,177	2,814,634
資 金 運 用 収 益	2,580,957	2,485,026
貸 出 金 利 息	2,108,130	2,062,317
預 け 金 利 息	72,614	62,626
コールローン利息	—	—
有価証券利息配当金	379,782	339,644
金利スワップ受入利息	147	153
その他の受入利息	20,282	20,283
役 務 取 引 等 収 益	259,137	256,402
受 入 為 替 手 数 料	91,426	88,894
その他の役務収益	167,711	167,508
そ の 他 業 務 収 益	21,294	31,593
外 国 為 替 売 買 益	—	—
国債等債券売却益	2,273	6,292
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	19,020	25,301
そ の 他 経 常 収 益	55,788	41,611
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	24,320
償 却 債 権 取 立 益	17,933	14,303
株 式 等 売 却 益	12,396	—
金 銭 の 信 託 運 用 益	—	—
その他の経常収益	25,429	2,987
経 常 費 用	2,678,460	2,562,206
資 金 調 達 費 用	59,389	53,406
預 金 利 息	28,515	27,193
給付補填備金繰入額	63	△ 12
譲 渡 性 預 金 利 息	—	—
借 用 金 利 息	28,218	22,747
金利スワップ支払利息	2,037	2,932
その他の支払利息	554	545
役 務 取 引 等 費 用	262,467	270,643
支 払 為 替 手 数 料	29,983	30,368
その他の役務費用	232,483	240,274
そ の 他 業 務 費 用	254,501	305,608
外 国 為 替 売 買 損	—	—
国債等債券売却損	198,205	204,110
国債等債券償還損	55,330	101,203
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	964	295
経 費	1,857,037	1,838,371
人 件 費	1,136,738	1,125,173
物 件 費	660,143	655,667
税 金	60,156	57,530
そ の 他 経 常 費 用	245,063	94,175
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	169,032	—
貸 出 金 償 却	32,827	54,785
株 式 等 売 却 損	—	—
株 式 等 償 却	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—
そ の 他 資 産 償 却	4	—
その他の経常費用	43,198	39,390

科 目	第101期 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	第102期 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
経 常 利 益	238,717	252,427
特 別 利 益	—	—
固 定 資 産 処 分 益	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	5,113	9,238
固 定 資 産 処 分 損	1,029	1,106
減 損 損 失	4,083	8,132
そ の 他 の 特 別 損 失	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	233,604	243,189
法人税、住民税及び事業税	5,038	4,730
法 人 税 等 調 整 額	△ 9,345	△ 6,275
法 人 税 等 合 計	△ 4,307	△ 1,545
当 期 純 利 益	237,912	244,734
繰越金(当期首残高)	34,434	50,382
土地再評価差額金取崩額	21	21
当 期 末 処 分 剩 余 金	272,367	295,138

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

剰余金処分計算書		
(単位：円)		
科 目	第101期 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	第102期 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
当 期 末 処 分 剩 余 金	272,367,947	295,138,236
小 計	272,367,947	295,138,236
剰 余 金 処 分 額	221,985,484	241,881,645
利 益 準 備 金	23,791,217	24,473,471
普通出資に対する配当金	30,194,267	29,408,174
(配 当 率)	(年1.5%)	(年1.5%)
優先出資に対する配当金	18,000,000	18,000,000
(配 当 率)	(年4.5%)	(年4.5%)
特 別 積 立 金	150,000,000	170,000,000
繰越金(当期末残高)	50,382,463	53,256,591

(注) 優先出資に対する配当金は、年4.5%としておりますが、1口50円に対し150円のお払込みをいただいており、払込金額に対する配当利回りは、年1.5%となっております。

■ 財務諸表の注記事項

1. 貸借対照表の注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	34年	～	50年
その他	3年	～	20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者(以下「要注意先」という。)のうち、当該債務者の全部又は一部に要管理債権(3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権)がある債務者(以下「要管理先」という。)に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容に特段の問題がないと認められる債務者(以下「正常先」という。)に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。
これらの予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を算定期間とし、過去の一定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づく将来見込に依りて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,178百万円であります。
- 投資損失引当金(その他の引当金)は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の提出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)	
年金資産の額	1,680,937百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,770,192百万円
差引額	△ 89,255百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(自令和5年 3月 1日至令和5年 3月31日)0.15%	
③ 補足説明	
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金29百万円を費用処理しております。 なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。	
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金(その他の引当金)は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

- 偶発損失引当金(その他の引当金)は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和4年3月17日)(以下「業種別委員会実務指針第24号」という。))に規定する繰延ヘッジによるおります。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
なお、資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件(利率、利息の受払日等)及び契約期間が当該資産又は負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理する、特例処理を行っております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等については、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
- 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によるおります。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 当金庫の一般貸倒引当金は、過去の一定期間における貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の平均値に基づいて算定した、債務者区分ごとの一定期間における予想損失額を見込んで計上しております。コロナ禍の終息に伴い将来の出口戦略を見据え、予想損失額の計算要素である貸倒実績率の算定方法として、当期から、個別貸倒引当金における破綻懸念先の貸倒実績率の算定、予想損失額の算定において、資本性劣後ローン債権および全額引当債権とそれ以外の債権を区別する方法に変更いたしました。具体的には、貸倒実績率の算定上、分母となる期初の破綻懸念先の与信総額及び分子とする期中の総毀損額のいずれからも資本性劣後ローン債権及び全額引当債権を除外する方法へと変更いたしました。
当該変更は、資本性劣後ローン部分および全額引当部分とそれ以外にグループ分けして引当率を算出することとなり、数理的にも合理的なものとなります。この見積りの変更により、当事業年度の貸倒引当金が68百万円減少し、当期純利益が同額増加しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	3,199百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	
19. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に 対する金銭債権総額	0百万円
20. 有形固定資産の減価償却累計額	2,470百万円
21. 有形固定資産の圧縮記帳額	32百万円
22. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。))であります。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	797百万円
危険債権額	3,174百万円
三月以上延滞債権額	—百万円
貸出条件緩和債権額	1,377百万円
合計額	5,348百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	

23. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は402万円であります。
24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券110百万円
預け金6,097百万円

担保資産に対応する債務

借入金5,991百万円
当座借越一百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券89百万円及び預け金3,508百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金2百万円が含まれております。

25. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日平成11年3月31日

同法第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額742百万円

26. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は1,850百万円であります。

27. 出資1口当たりの純資産額106円97銭

28. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。

当金庫では、貸出金の金利リスクヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計、又は、金利スワップを時価評価しない特例処理(オフバランス処理)を適用しております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、貸付事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に常勤理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップのデリバティブ取引も行っております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、常勤理事会の監督の下、余裕資金運用基準に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前

審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

また、事業推進目的で保有している株式については、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は総合企画部を通じ、常勤理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ取引管理規則に基づき実施されております。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債券、株式、投資信託及びその他の証券の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間60日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和6年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で726百万円です。

なお、当金庫では、VaRの計測手法の有効性を検証するため、保有期間1日VaRと実際の評価損益の変化額を比較するバックテストリングを日次で実施しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

また、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は、983百万円増加するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

私募債については、残存期間に基づき、無リスク利子率で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(※1)	36,333	36,339	5
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	23,605	23,299	△ 306
その他有価証券	12,580	12,580	—
(3)貸出金(※1)	124,856		
貸倒引当金(※2)	△ 3,190		
	121,666	123,738	2,072
金融資産計	194,185	195,957	1,771
(1)預金積金(※1)	188,265	188,214	△ 50
(2)借入金(※1)	5,995	5,940	△ 54
金融負債計	194,260	194,154	△ 105
デリバティブ取引(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
デリバティブ取引計	0	0	—

(※1)預け金、私募債、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3)その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、無リスク利子率で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

投資信託は、公表されている基準価額によっております。

自金庫保証付私募債は、残存期間に基づき、無リスク利子率で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前額)以下「貸出金計上額」という。)。

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を無リスク利子率で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

その割引率は、無リスク利子率を用いております。

(2)借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を無リスク利子率で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	155
組合出資金(※2)	27
合 計	182

(※1)非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2)組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(※)	16,208	4,000	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	2,197	13,947	9,013	5,180
その他有価証券のうち満期があるもの	1,830	12,939	8,100	750
	367	1,008	913	4,430
貸出金(※)	18,751	41,921	27,973	25,292
合 計	37,156	59,868	36,986	30,472

(※)預け金及び貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	60,871	16,010	7	2,709
借入金	267	2,870	2,837	20
合 計	61,138	18,880	2,844	2,729

(※)期間の定めがないものは含めておりません。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	100	100	0
	社債	680	683	3
	その他	6,200	6,254	54
	小計	6,980	7,039	58
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	300	291	△8
	社債	5,018	4,950	△67
	その他	11,307	11,017	△289
	小計	16,625	16,260	△365
合 計		23,605	23,299	△306

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	386	385	0
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	386	385	0
	その他	390	346	44
小計	776	732	44	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	4,463	4,931	△468
	国債	959	1,099	△139
	地方債	—	—	—
	社債	3,503	3,832	△328
その他	7,339	7,975	△635	
小計	11,803	12,906	△1,103	
合 計		12,580	13,638	△1,058

31. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	—	—	—
債 券	2,056	—	198
国 債	889	—	105
地方債	—	—	—
社 債	1,167	—	92
その他	635	4	106
合 計	2,692	4	304

32. 減損処理を行った有価証券

有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

なお、当事業年度における減損処理額はありません。

35

36

33. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、28,958百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが28,958百万円あります。

なお、この契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注1)	1,317百万円
貸倒引当金	1,580
株式有税償却	19
退職給付引当金	85
貸出金償却	104
減損損失	40
その他	85
繰延税金資産小計	3,233
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	△1,295
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,881
評価性引当額小計	△3,176
繰延税金資産合計	57
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	57

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度(令和6年3月31日)

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	—	1,123	194	1,317
評価性引当額	—	△1,100	△194	△1,295
繰延税金資産	—	22	—	(*)22

(*1)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
(*2)税務上の繰越欠損金1,317百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産22百万円を計上しております。この税務上の繰越欠損金は、主として貸倒引当金の無税化により生じたものであります。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断しております。

35. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額はありません。

2. 損益計算書の注記事項

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益 5円67銭
- 「その他の経常収益」には、偶発損失引当金の戻入益10,938千円等が含まれております。
- 「その他の経常費用」には、責任共有制度に伴う信用保証協会への負担金支払額36,382千円、睡眠預金関係費用2,962千円等を含んでおります。
- 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主 な 用 途	種 類	減損損失(千円)
安来市	営業用店舗1ヵ店	土 地	1,313
		建物等	6,789
西伯郡	所有不動産	土 地	29
合 計			8,132

営業用店舗については各営業店、あるいは母店・子店の関係にある営業用店舗については母店・子店一体として、また、所有不動産は旧店舗をグループビングの最小単位としております。本部については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

結果、時価の下落により資産グループ2ヵ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額8,132千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、当金庫不動産評価システム評価額に処分費用見込額を考慮して算定しております。

6. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、256,416千円であります。

7. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

令和6年6月27日開催の第102回通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38の2第3項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。
--

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。
令和6年6月28日
米 子 信 用 金 庫 理事長 青砥 隆志

■ 報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a.決定方法

(2)令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)	
区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	6 3

(注) 1.対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です。

2.上記の内訳は、「基本報酬」56百万円、「賞与」—百万円、「退職慰労金」7百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2.「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、令和5年度においては、該当する会社はありませんでした。

3.「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4.令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

以 上

■ 預金に関する指標

預金科目別平均残高

(単位：百万円 　%)						
科 目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	平均残高	構成比
当 座 預 金	4,205	2.09	3,991	2.00	4,152	2.13
普 通 預 金	103,618	51.64	105,905	53.20	107,302	55.18
貯 蓄 預 金	1,040	0.51	1,043	0.52	1,049	0.53
通 知 預 金	751	0.37	859	0.43	773	0.39
その他流動性預金	351	0.17	355	0.17	351	0.18
流 動 性 預 金	109,967	54.81	112,155	56.34	113,628	58.44
定 期 預 金	88,349	44.03	84,643	42.52	78,700	40.47
定 期 積 金	2,311	1.15	2,249	1.12	2,102	1.08
定 期 性 預 金	90,661	45.18	86,892	43.65	80,802	41.55
合 計	200,629	100.00	199,047	100.00	194,431	100.00
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
総 合 計	200,629	100.00	199,047	100.00	194,431	100.00

定期預金残高の区分

(単位：百万円 　%)						
	令和4年3月末		令和5年3月末		令和6年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比
固 定 金 利 定 期 預 金	86,968	99.96	80,882	99.96	78,618	99.96
変 動 金 利 定 期 預 金	28	0.03	28	0.03	29	0.03
そ の 他 の 定 期 預 金	1	0.00	1	0.00	1	0.00
合 計	86,998	100.00	80,912	100.00	78,650	100.00

預金者別残高

(単位：百万円 　%)						
科 目	令和4年3月末		令和5年3月末		令和6年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比
個 人	150,740	78.51	149,549	79.04	148,123	78.67
法 人 一般法人	38,758	20.18	38,624	20.41	38,290	20.33
金融機関	56	0.02	41	0.02	37	0.02
公 金	2,446	1.27	983	0.52	1,813	0.96
合 計	192,001	100.00	189,199	100.00	188,265	100.00
会 員	73,566	38.31	72,387	38.25	72,335	38.42
会員外	118,434	61.68	116,812	61.74	115,929	61.57

職員一人当たり及び一店舗当たり預金残高

(単位：百万円)			
	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
職員一人当たり預金残高	1,043	1,081	1,127
一店舗当たり預金残高	12,800	12,613	12,551

(注)預金には譲渡性預金を含んでおります。

貸出金等に関する指標

貸出金科目別平均残高

(単位:百万円 %)

科 目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割 引 手 形	382	0.30	299	0.23	338	0.27
手 形 貸 付	2,656	2.14	2,812	2.23	2,693	2.16
証 書 貸 付	111,797	90.46	113,504	90.18	111,808	89.83
当 座 貸 越	8,740	7.07	9,241	7.34	9,614	7.72
合 計	123,577	100.00	125,858	100.00	124,455	100.00

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高

(単位:百万円 %)

	令和4年3月末		令和5年3月末		令和6年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比
固 定 金 利 貸 出	83,168	64.71	81,891	64.13	78,968	63.24
変 動 金 利 貸 出	45,354	35.28	45,797	35.86	45,887	36.75
うち短プラ連動	44,561	34.67	45,134	35.34	45,248	36.24
うち長プラ連動	793	0.61	663	0.51	639	0.51
合 計	128,523	100.00	127,689	100.00	124,856	100.00

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(単位:件 百万円 %)

業 種	令和5年3月末			令和6年3月末		
	先 数	残 高	構成比	先 数	残 高	構成比
製 造 業	197	8,571	6.71	199	8,344	6.68
農 業、林 業	10	54	0.04	8	42	0.03
漁 業	4	114	0.08	4	109	0.08
鉱業、採石業、砂利採取業	1	85	0.06	1	65	0.05
建 設 業	458	11,162	8.74	451	10,946	8.76
電気・ガス・熱供給・水道業	15	513	0.40	15	505	0.40
情 報 通 信 業	14	188	0.14	12	171	0.13
運 輸 業、郵 便 業	52	2,683	2.10	51	2,535	2.03
卸 売 業、小 売 業	410	10,540	8.25	393	10,340	8.28
金 融 業、保 険 業	15	2,726	2.13	18	2,167	1.73
不 動 産 業	312	20,037	15.69	327	20,627	16.52
物 品 賃 貸 業	2	46	0.03	2	42	0.03
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	39	1,043	0.81	40	1,014	0.81
宿 泊 業	22	7,201	5.63	21	5,462	4.37
飲 食 業	270	3,617	2.83	272	3,330	2.66
生活関連サービス業、娯楽業	153	2,144	1.67	153	2,140	1.71
教 育、学 習 支 援 業	24	1,092	0.85	24	953	0.76
医 療、福 祉	71	4,026	3.15	70	4,148	3.32
そ の 他 の サ ー ビ ス	281	5,728	4.48	296	5,594	4.48
小 計	2,350	81,580	63.88	2,357	78,543	62.90
地 方 公 共 団 体	12	16,253	12.72	14	15,244	12.20
個 人	7,022	29,855	23.38	6,928	31,069	24.88
合 計	9,384	127,689	100.00	9,299	124,856	100.00
会 員		104,019	81.46		102,599	82.17
会 員 外		23,670	18.53		22,257	17.82

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

区 分	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
消 費 者 ロ ー ン	4,314	4,551	4,777
住 宅 ロ ー ン	20,143	20,712	21,469

担保の種類別の貸出金残高

(単位:百万円 %)

区 分	令和4年3月末		令和5年3月末		令和6年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比
当 金 庫 預 金 積 金	671	0.52	609	0.47	553	0.44
有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—	—	—
不 動 産	47,487	36.94	48,283	37.81	50,274	40.26
そ の 他	600	0.46	400	0.31	—	—
小 計	48,758	37.93	49,292	38.60	50,828	40.70
信用保証協会・信用保険	38,454	29.91	39,297	30.77	37,690	30.18
保 証	7,186	5.59	6,759	5.29	6,518	5.22
信 用	34,123	26.55	32,339	25.32	29,819	23.88
合 計	128,523	100.00	127,689	100.00	124,856	100.00

担保の種類別の債務保証見返額

(単位:百万円 %)

区 分	令和4年3月末		令和5年3月末		令和6年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比
当 金 庫 預 金 積 金	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—	—	—
不 動 産	1,361	50.62	1,125	53.21	707	37.79
そ の 他	—	—	—	—	—	—
小 計	1,361	50.62	1,125	53.21	707	37.79
信用保証協会・信用保険	40	1.48	40	1.89	56	2.99
保 証	0	0.03	0	0.02	—	—
信 用	1,286	47.85	948	44.86	1,108	59.20
合 計	2,689	100.00	2,114	100.00	1,871	100.00

使途別の貸出金残高

(単位:百万円 %)

区 分	令和4年3月末		令和5年3月末		令和6年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比
設 備 資 金	51,626	40.16	52,476	41.09	53,471	42.82
運 転 資 金	76,897	59.83	75,213	58.90	71,384	57.17
合 計	128,523	100.00	127,689	100.00	124,856	100.00

職員一人当たり及び一店舗当たり貸出金残高

(単位:百万円)

	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
職員一人当たり貸出金残高	698	729	747
一店舗当たり貸出金残高	8,568	8,512	8,323

預貸率の期末値及び期中平均値

(単位:%)

		令和4年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期
預貸率	期末残高	66.93	67.48	66.31
	平均残高	61.59	63.23	64.00

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

■ 有価証券に関する指標

商品有価証券の種類の平均残高

該当ありません

有価証券の種類の残高

(単位:百万円)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国	債	2,978	2,428	1,921	2,773	959	1,457
地	方	400	399	300	321	400	300
社	債	12,901	11,478	10,169	12,180	9,588	10,178
株	式	155	159	155	155	155	155
外	国	25,425	23,730	23,489	25,282	24,062	24,434
証	券						
そ	の	2,570	2,955	1,844	2,339	1,203	1,805
他	の						
証	券						
合	計	44,432	41,152	37,879	43,053	36,369	38,331

有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

令和4年3月末	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	—	2,978	—	2,978
地 方 債	100	—	—	—	300	—	—	400
社 債	1,860	1,756	1,345	386	809	6,744	—	12,901
株 式	—	—	—	—	—	—	155	155
外 国 証 券	1,798	4,700	4,803	3,492	3,882	500	6,247	25,425
そ の 他 の 証 券	13	—	1,827	7	5	363	353	2,570
合 計	3,772	6,456	7,976	3,886	4,997	10,586	6,756	44,432

令和5年3月末	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	—	1,921	—	1,921
地 方 債	—	—	—	—	300	—	—	300
社 債	704	2,422	1,109	320	789	5,022	—	10,369
株 式	—	—	—	—	—	—	155	155
外 国 証 券	2,499	5,696	1,119	3,988	4,758	200	5,026	23,289
そ の 他 の 証 券	2	887	351	—	306	4	290	1,844
合 計	3,207	9,005	2,581	4,309	6,154	7,149	5,472	37,879

令和6年3月末	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	—	959	—	959
地 方 債	—	—	—	300	100	—	—	400
社 債	1,197	1,672	1,355	607	1,189	3,565	—	9,588
株 式	—	—	—	—	—	—	155	155
外 国 証 券	1,000	5,420	5,491	2,300	4,450	200	5,199	24,062
そ の 他 の 証 券	2	973	131	86	4	4	—	1,203
合 計	2,200	8,066	6,978	3,294	5,744	4,730	5,355	36,369

預証率の期末値及び期中平均値

(単位:%)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
預証率	期末残高	23.14	20.02	19.31
	平均残高	20.51	21.62	19.71

※預証率＝有価証券残高(平残)÷預金残高(平残)×100 (注)預金には譲渡性預金を含んでおります。

有価証券・金銭の信託の評価損益

(1) 有価証券

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	種 類	令和4年3月末			令和5年3月末			令和6年3月末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—	100	100	0
	社債	1,280	1,284	4	750	750	0	680	683	3
	その他	8,198	8,303	105	4,000	4,040	40	6,200	6,254	54
	小 計	9,478	9,587	109	4,750	4,790	40	6,980	7,039	58
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地方債	300	296	△3	300	292	△7	300	291	△8
	社債	3,707	3,693	△14	3,859	3,815	△44	5,018	4,950	△67
	その他	7,998	7,795	△203	11,919	11,495	△423	11,307	11,017	△289
	小 計	12,006	11,785	△220	16,078	15,603	△474	16,625	16,260	△365
合 計		21,485	21,373	△111	20,828	20,394	△434	23,605	23,299	△306

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

②その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	種 類	令和4年3月末			令和5年3月末			令和6年3月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	債券	1,329	1,320	9	583	579	3	386	385	0
	国債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地方債	100	99	0	—	—	—	—	—	—
	社債	1,229	1,220	8	583	579	3	386	385	0
	その他	3,954	3,885	69	446	392	53	390	346	44
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	債券	9,663	9,892	△229	6,898	7,367	△469	4,463	4,931	△468
	国債	2,978	3,085	△106	1,921	2,093	△172	959	1,099	△139
	地方債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	6,684	6,806	△122	4,976	5,273	△296	3,503	3,832	△328
	その他	7,785	8,088	△302	8,928	9,867	△938	7,339	7,975	△635
合 計		22,733	23,187	△453	16,856	18,207	△1,350	12,580	13,638	△1,058

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

③市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
非上場株式の貸借対照表計上額	155	155	155
投資事業組合出資金の貸借対照表計上額	58	39	27

※「売買目的有価証券」、「子会社株式及び関連会社株式」については該当ありません。

(2) 金銭の信託

①運用目的、満期保有目的の金銭の信託 該当ありません

②その他の金銭の信託 該当ありません

(3) 第102条第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引、デリバティブ取引等)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1)金利関連取引

(単位:百万円)

店 頭		種類	契約額	契約額のうち1年超のもの	時価	評価損益
	令和4年3月末	金利スワップ受取変動・支払固定	788	228	△ 2	3
	令和5年3月末	金利スワップ受取変動・支払固定	194	23	△ 0	1
	令和6年3月末	金利スワップ受取変動・支払固定	21	21	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)金利関連取引

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法		種類	ヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超のもの	時価
金利スワップの 特例処理	令和4年3月末	金利スワップ受取変動・支払固定	貸出金	311	250	1
	令和5年3月末	金利スワップ受取変動・支払固定	貸出金	229	222	1
	令和6年3月末	金利スワップ受取変動・支払固定	貸出金	211	208	1
繰延ヘッジ	令和4年3月末	金利スワップ受取変動・支払固定	有価証券	—	—	—
	令和5年3月末	金利スワップ受取変動・支払固定	有価証券	—	—	—
	令和6年3月末	金利スワップ受取変動・支払固定	有価証券	500	500	△ 18

(注) 1. 金利指標改革に伴うロンドン銀行間取引金利(LIBOR)の公表停止及び後継金利への移行の影響を受けることから、ヘッジ関係の継続にその影響を及ぼさないために、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しております。

2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

■ 主要な業務の状況を示す指標

業 務 粗 利 益			
(単位：千円、％)			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資金運用収益	2,611,277	2,580,957	2,485,026
資金調達費用	59,038	59,389	53,406
資金運用収支	2,552,239	2,521,567	2,431,620
役務取引等収益	279,957	259,137	256,402
役務取引等費用	259,939	262,467	270,643
役務取引等収支	20,017	△ 3,330	△ 14,241
その他業務収益	34,759	21,294	31,593
その他業務費用	76,346	254,501	305,608
その他業務収支	△ 41,587	△ 233,270	△ 274,014
業務粗利益	2,530,669	2,285,030	2,143,363
業務粗利益率(％)	1.17	1.05	1.03

(注) 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和3年度0千円、令和4年度一千円、令和5年度一千円)を控除して表示しております。
業務粗利益率＝業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100

業 務 純 益			
(単位：千円)			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
業務純益	551,203	1,142,383	313,491
実質業務純益	626,341	423,409	313,491
コア業務純益	701,534	674,672	612,512
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	659,414	660,407	612,512

(注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り					
(単位：平均残高・百万円、利息・千円、利回り・％)					
種 類	年 度	平 均 残 高	利 息	利 回 り	
資金運用勘定	3年度	215,951	2,611,277	1.20	
	4年度	216,624	2,580,957	1.19	
	5年度	207,301	2,485,026	1.19	
	うち貸出金	3年度	123,577	2,112,247	1.70
		4年度	125,858	2,108,130	1.67
		5年度	124,455	2,062,317	1.65
	うち預け金	3年度	50,510	60,277	0.11
		4年度	47,000	72,614	0.15
		5年度	43,801	62,626	0.14
	うち有価証券	3年度	41,152	418,420	1.01
		4年度	43,053	379,782	0.88
		5年度	38,331	339,644	0.88
資金調達勘定	3年度	211,597	59,038	0.02	
	4年度	211,533	59,389	0.02	
	5年度	201,894	53,406	0.02	
	うち預金積金	3年度	200,629	26,305	0.01
		4年度	199,047	28,578	0.01
		5年度	194,431	27,181	0.01
	うち譲渡性預金	3年度	—	—	—
		4年度	—	—	—
		5年度	—	—	—
	うち借入金	3年度	10,850	28,759	0.26
		4年度	12,373	28,218	0.22
		5年度	7,354	22,747	0.30

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(令和3年度80百万円、令和4年度80百万円、令和5年度79百万円)を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高(令和3年度0百万円、令和4年度一百万円、令和5年度一百万円)および費用(令和3年度0千円、令和4年度一千円、令和5年度一千円)をそれぞれ控除して表示しております。

利 鞘			
(単位：％)			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
預 金 貸 出 金 利 鞘	0.75	0.73	0.70
資 金 利 鞘	1.18	1.17	1.17
総 資 金 利 鞘	0.28	0.29	0.26
資金運用利回り	1.20	1.19	1.19
資金調達原価率	0.92	0.90	0.93

(注) 1. 資金利鞘＝資金運用利回り－資金調達利回り
2. 総資金利鞘は、資金運用利回りから資金調達原価率を差し引いたもので、金融機関の収益性を見る重要な指標です。
3. 資金運用利回りは、資金運用から生じた受入利息収益等を資金運用勘定平均残高で除して計算します。
4. 資金調達原価率は、資金調達から発生する支払利息費用等に経費を加算し、これを資金調達勘定の平均残高で除して計算します。

受取利息及び支払利息の増減						
(単位：千円)						
	令和4年度			令和5年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	8,076	△ 38,396	△ 30,320	△ 110,944	15,013	△ 95,931
うち貸出金	38,777	△ 42,894	△ 4,117	△ 23,430	△ 22,383	△ 45,813
うち預け金	△ 3,861	16,198	12,337	△ 4,799	△ 5,189	△ 9,988
うち金融貸等	—	—	—	57	△ 56	1
うち有価証券	19,200	△ 57,838	△ 38,638	△ 41,554	1,416	△ 40,138
支払利息	△ 13	364	351	△ 1,928	△ 4,055	△ 5,983
うち預金積金	△ 158	2,431	2,273	△ 462	△ 935	△ 1,397
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	3,960	△ 4,501	△ 541	△ 11,042	5,571	△ 5,471

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めております。
支払利息は、金銭の信託運用見合費用を控除しております。

総 資 産 経 常 利 益 率			
(単位：％)			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.12	0.10	0.12

(注) 総資産経常利益率＝経常利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

総 資 産 当 期 純 利 益 率			
(単位：％)			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総資産当期純利益率	0.12	0.10	0.11

(注) 総資産当期純利益率＝当期純利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

■ 会員数・出資金

	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
会 員 数 (人)	15,782	15,347	14,691
普通出資金(百万円)	2,038	2,012	1,960
優先出資金(百万円)	600	600	600
普通出資配当率(％)	1.5	1.5	1.5
優先出資配当率(％)	4.5	4.5	4.5

■ 職員の状況

	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
職員総数(人)	184	175	167
うち男性	118	112	103
うち女性	66	63	64
平均年齢(歳)	41歳2ヵ月	41歳7ヵ月	41歳1ヵ月
平均勤続年数(年)	15年3ヵ月	15年8ヵ月	15年7ヵ月
採用人数(人)	7	6	6

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分		開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)／(a)	引当率 (d)／(a-c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和4年度	1,861	1,861	831	1,030	100.00	100.00
	令和5年度	797	797	681	115	100.00	100.00
危 険 債 権	令和4年度	3,205	3,056	1,826	1,229	95.35	89.20
	令和5年度	3,174	2,846	1,751	1,095	89.71	77.04
要 管 理 債 権	令和4年度	1,430	822	334	488	57.52	44.56
	令和5年度	1,377	906	335	571	65.81	54.83
	三 月 以 上 延 滞 債 権	令和4年度	—	—	—	—	—
		令和5年度	—	—	—	—	—
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和4年度	1,430	822	334	57.52	44.56
		令和5年度	1,377	906	335	65.81	54.83
小 計 (A)	令和4年度	6,497	5,741	2,992	2,748	88.35	78.41
	令和5年度	5,348	4,551	2,768	1,783	85.09	69.10
正 常 債 権 (B)	令和4年度	123,761					
	令和5年度	122,198					
総 与 信 残 高 (A)+(B)	令和4年度	130,259					
	令和5年度	127,547					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

貸倒引当金等

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	残 高	増減額	残 高	増減額
一般貸倒引当金	2,112	△ 718	1,978	△ 133
個別貸倒引当金	2,269	881	1,220	△ 1,048
合 計	4,381	162	3,199	△ 1,182

貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
貸出金償却額	32	54



■開示項目一覧

このディスクロージャー資料は、信用金庫法施行規則に基づいて作成しておりますが、その基準における項目は以下のページに記載しています。

金庫の概況及び組織に関する事項

- 事業の組織 P11
- 理事・監事の氏名及び役職名 P11
- 事務所の名称及び所在地 P48

金庫の主要な事業の内容

- 金庫の主要な事業に関する事項 P 9
- (1)直近の事業年度における事業の概況 P31
- (2)直近の5事業年度における主要な事業の状況 P31

経常収益・経常利益・当期純利益・
出資総額及び出資総口数・純資産額・総資産額・
預金積金残高・貸出金残高・有価証券残高
自己資本比率・出資に対する配当金・職員数

(3)直近の2事業年度における事業の状況

●主要な業務の状況を示す指標

- 業務粗利益及び業務粗利益率 P43
- 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 P43
- 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り P43
- 資金利鞘 P44
- 受取利息及び支払利息の増減 P44
- 総資産経常利益率、総資産当期純利益率 P44

●預金に関する指標

- 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高 ... P38
- 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの
定期預金の残高 P38

●貸出金等に関する指標

- 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 P39
- 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高 P39
- 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 P39

- 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 P40
- 用途別の貸出金残高 P40
- 預貸率の期末値及び期中平均値 P40

●有価証券に関する指標

- 商品有価証券の種類別の平均残高 P41
- 有価証券の種類別の残高 P41
- 有価証券の残存期間別残高 P41
- 預証率の期末値及び期中平均値 P41

金庫の事業の運営に関する事項

●リスク管理の体制

- 自己資本の充実の状況等 P19～P27
- 法令遵守の体制 P27～P29
- 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況 ... P 5～P 8
- 金融ADR制度への対応 P29

金庫の直近の2事業年度における財産の状況

- 貸借対照表 P32
- 損益計算書、剰余金処分計算書 P33
- 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 P45
- 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、
貸出条件緩和債権
- 次に掲げるものに関する取得価格又は契約価格、時価及び評価損益 P42
- 有価証券、金銭の信託、規則第102条第1項第5号に掲げる取引
- 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 P46
- 貸出金償却の額 P46
- 法第38条の2第3項の規定に基づく会計監査人の監査を受けている旨 ... P37
- 報酬等に関する事項 P37

※連結情報はありません。

店外現金自動機設備一覧

令和6年7月1日現在

鳥取県	まるごう両三柳店	米子市両三柳4530-3
	マルイ安倍店*	米子市安倍103-1
	フーズマーケットホック皆生店	米子市皆生4丁目7-15
	まるごう米子南店	米子市陽田町36-1

島根県	イオン松江店	松江市東朝日町151
	イオン菅田店	松江市学園2-9-39

フレスポ伯耆	西伯郡伯耆町大殿952
イオン日吉津店	西伯郡日吉津村日吉津1160-1
PLANT-5境港店	境港市竹内団地276
赤碕駅前出張所	東伯郡琴浦町赤碕1099-1

自動機器設置状況(単位:台)

	店内	店外	合計
A T M	15	9	24
C D*	0	1	1

※他金融機関との共同設置

営業地区一覧

令和6年7月1日現在

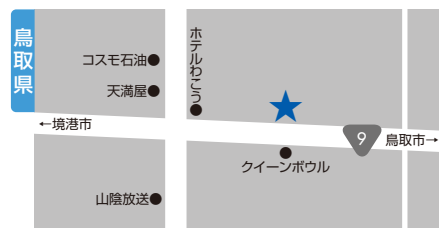
鳥取県
県内全域

島根県
松江市、安来市、出雲市(旧佐田町、多伎町、湖陵町を除く)、
隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村

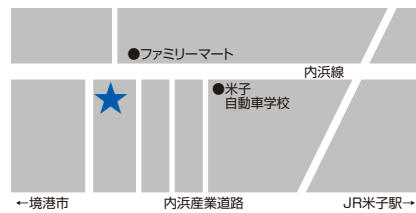


店舗所在地

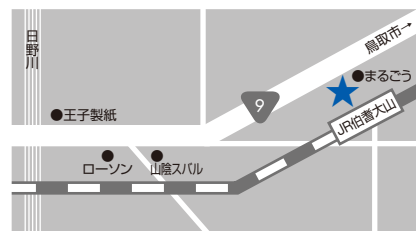
令和6年7月1日現在



本店営業部・赤碕出張所(店舗内店舗)
米子市東福原2丁目5-1
☎0859-33-1245 FAX.0859-33-1301



西支店 米子市旗ヶ崎2丁目20-37
☎0859-22-3183 FAX.0859-22-3194



日野橋支店 米子市蚊屋200-53
☎0859-27-5711 FAX.0859-27-5757



本町支店 米子市東倉吉町40
☎0859-22-5111 FAX.0859-32-5905



北支店 米子市東福原6丁目12-9
☎0859-34-0521 FAX.0859-34-0619



淀江支店 米子市淀江町淀江566-7
☎0859-56-2721 FAX.0859-56-2722



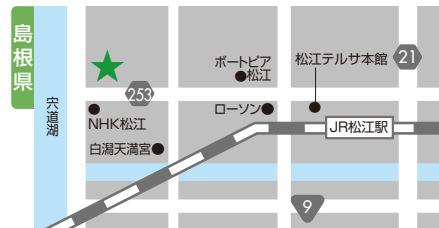
東支店・南出張所(店舗内店舗)
米子市富士見町1丁目15
☎0859-22-2278 FAX.0859-32-8538



弓ヶ浜支店 米子市夜見町1925-3
☎0859-24-0522 FAX.0859-24-0959



境港支店 境港市元町114
☎0859-44-4321 FAX.0859-44-4322



松江支店・松江北支店(店舗内店舗)
松江市灘町1-7 松江プラザビル6F
松江支店☎0852-23-7711 松江北支店☎0852-24-3711
両店舗共通 FAX.0852-23-7712



東出雲支店 松江市東出雲町錦新町7丁目1-3
☎0852-52-2323 FAX.0852-52-2324



安来支店 安来市安来町1137-3
☎0854-22-2660 FAX.0854-22-2656

[本部]

米子市東福原2丁目5-1 ☎0859-33-1241

●お客様相談室
☎0120-475-818

●ローン・資産運用等ご相談窓口
☎0120-475-005
☎FAX.0120-475-160

